

令和元年 第 2 回

千早赤阪村議会定例会
議 録

令和元年 6 月 4 日 開会

23 日間

令和元年 6 月 26 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

令和元年第2回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

令和元年6月4日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 田 中 博 治

2番 関 口 ほづみ

3番 井 上 浩 一

4番 田 村 陽

5番 千 福 清 英

6番 藤 浦 稔

7番 山 形 研 介

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

4番 田 村 陽

5番 千 福 清 英

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子

書 記 辻 元 絹 代

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 松 本 昌 親

副 村 長 清 水 秀 都

教 育 長 矢 倉 龍 男

人事財政課長 中 野 光 二

地域戦略室長 赤 阪 秀 樹

総 務 課 長 日 谷 順 彦

会計管理者兼
税・債権担当課長 北 浦 信 行

住 民 課 長 池 西 昌 夫

健康福祉課長 尾 谷 浩

健康福祉課
健康担当課長 西 口 美 和

観光・産業振興課長 菊 井 佳 宏

施設整備課長 下休場 健 司

施設整備課理事
兼災害復旧室長 中 川 郁 雄

理 事 上 田 知 弘

理 事 後 藤 崇 幸

理 事 藤 本 佳 奈

教 育 課 長 森 田 洋 文

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 1号 平成30年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越
計算書について

- 日程第 4 報告第 2 号 平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算
繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 5 議案第39号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 6 議案第40号 千早赤阪村職員定数条例の改正について
- 日程第 7 議案第41号 千早赤阪村森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第42号 千早赤阪村税条例等の改正について
- 日程第 9 議案第43号 災害弔慰金の支給等に関する条例の改正について
- 日程第10 議案第44号 千早赤阪村介護保険条例の改正について
- 日程第11 議案第45号 令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第46号 令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第
1号）
- 日程第13 議案第47号 令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第14 議案第48号 動産の取得について

午前１０時００分 開会

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、令和元年第２回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、松本村長より挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 おはようございます。

令和になって初めての定例会ということで、私は令和の時代になって平成と違ってこの村が少しでも得になるかなと思っておりましたが、まずしょっぱなにロープウェイの上の駅舎の強度不足ということで当分運休となりました。

平成では富田林との合併やとか河内長野との合併が不調でございますし、また主要産業でございました林業も、木材価格の低迷により林業の産業としての価値がなくなったということと、それから農業でございますが、これも村中の田んぼが棚田という非常に不利な条件でございましたが、高齢化と若者離れで耕作放棄地がふえ、産業としての価値がなくなったと。そういうことでございますが、イチゴ栽培で少し盛り返してきたというところではございますが、残念ながら村内の住民が土地を提供しているだけで今の村の産業にはなかなかない。一人でも二人でもいいですから、村の住民の皆さんが参加してほしい、またすばらしい成績を上げていただければいいなと、そういう成功例をぜひつくってほしいと思っているところでございます。

村は、皆さん既に御存じのとおりでございますが、トータルで高齢化率は約４５％、大阪府下では一番の年寄りの多い村となりました。また、議会でも６０歳以下の方は２人と。あと一年もすれば１人となります。私も含めると非常に高齢化が進んでいるなど。また、私の住んでおります千早地区あるいは小吹台地区は高齢化率が既に５０％を超えておりまして、超高齢化時代と言われております日本のトップを走っているということでございます。

ただ、高齢ということになりますとどういう影響があるかといいますと、人間は非情に年をとると保守的になりたい、これからの余生は余計なことをしたくないと、あとは短い人生だということで、なかなか開発その他新しい展開がのぞめそうもございませんが、私どももそれでいいのかなと思っております。特に森屋の大森地区は３度にわたる開発案件がございましたけども、なかなか地主の合意がとれず全て取りやめとなりました。今不動産業界とか開発業界の皆さんに話をしますと、千早には当分そういうオファーはけえへんというようなことで、なかなかうちの村にとって大変なことやなあと思っております。

それから、ちょうど私が学校を出まして千早に帰ってから五十数年、千早でいろいろなことをやってまいりました。初めは、千早地区の伝統の凍り豆腐や、それから冷蔵施設を使って春雨の製造もやりました。それがうまくいかなくて、今度はシイタケの栽培をやって、あとは食堂とか駐車場、あるいは今豆腐の製造業などをやりながら、これは私どもの長男の会社でございますが、どうにか生活しているということでございます。ただ、私も非常に大きな損をして、先祖が残してくれた山林も売り払ったんですが、これが今の私どもにとってはうまくいったのかなと。今のようにただ山を持っててもしょうがなかったなということで、その辺は時代の流れがなかなか我々の考えどおりに動いてくれない、しかも物すごい速いスピードで世の中変わっているなあというのが私ここ五十数年の感覚でございましたし、私もとりあえずは少しだけ流れに乗れたのかなということで、破産せず現在に至っているのかなと思っております。

村は大阪からわずか三十数キロで、府下で一番高い金剛山がありますし、また3,700ヘクタールの30年前まではきっちり手入れのされた人工林がございます。また、楠公さんの誕生地、あるいは数多くの楠公史跡、それから棚田、またそれにまつわる昔からの歴史がたくさんございますので、この財産をうまく組み合わせればまた必ず村の活性化はできるかなと思いがいろいろ考えているところでございますが、なかなか有効な手を打てないというのが今の状況でございます。

私は、できるだけ村の中で産業といいますか、そういうものができて若い人たちが生活できるような状況づくりをつくりたいと思っておりますが、なかなかうまくいきません。ところが、そういう状況をどうかして打破するように、令和時代が千早赤阪村にとっては非常によかったと言われるような村をつくっていきいたいなと今思いながら、私もかなり高齢でございますが、ダイナミックな手を打ちたいなと思っております。

今日本中でも927町村があるわけでございますが、そのうち18か19ぐらいの非常にうまくいっている町村がございます。これは従来の感覚を完全に捨て去って新しい方向にいったところでございまして、なかなかいい成績を上げているところもあるということで、私どもは千早赤阪村の状況に合った何かダイナミックな方法ができないかなと思っております。

また、それとともにロープウェイが運休に至ったということも考えようによれば村にとっての一つの試練かなと思います。安全索道の社長がこの間おいでになりまして、きっちりした対応策が7月末には必ずできますということでございますので、それを見た上でいわゆるゼロベースでロープウェイをどうするか、あるいは金剛山の観光をどうするか、この辺を全てゼロから考え直すときが来たのかなと、私はそういうふうに思っております。

で、多分これからの3カ月、4カ月は村にとってのこれからの将来につながる一番大事な時期と思っておりますので、皆さんにもまたいろいろと相談申し上げますけども、何かすばらしい感覚でぜひ相談に乗っていただきたいなと。また同じく村の職員にとってもこれから令和の時代が村にとっていい時代になる、ならんは、多分ここ数カ月の間の動きで決まってくると思いますので、ぜひそういうことで皆さんもよろしく願いいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。また、どうぞよろしくお願いします。

○田中議長 次に、5月29日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 それでは、報告いたします。

去る5月29日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、本日の付議案件は、議事日程のとおり、報告第1号、報告第2号の報告後、議案第39号から議案第48号までの10議案でございます。

審議方法につきましては、議案第39号及び議案第48号を一議案ごとに本会議において審議することに決しております。

議案第40号から議案第47号の8議案は、村長の提案理由の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

なお、今期定例会の会期は本日6月4日から6月26日までの23日間と決しておりますので、あわせて御報告を申し上げます。

以上でございます。

○田中議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○田中議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、4番田村議員、5番千福議員を指名いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月4日から6月26日までの23日間といたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月4日から6月26日までの23日間と決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第3、報告第1号平成30年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

松本村長。

○松本村長 報告第1号は、平成30年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

本件につきましては、プレミアム付商品券事業や災害復旧事業等に係る経費などについて翌年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日付において繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、御報告するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 報告第1号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算繰越明許費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

次のページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、事業名電話交換機更改事業、繰越額1,188万円で、庁舎の仮移転計画が変更となったことにより仕様や設計内容を変更する必要が生じたことにより、繰り越すものでございます。

次に、大阪版セキュリティークラウドWAF機能チューニング事業、繰越額21万6,000円で、村の新しいホームページのセキュリティー対策事業としてホームページの一般公開後に手作業する必要があったため、繰り越すものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、事業名プレミアム付商品券事業、繰越額86万4,000円で、国の繰越事業に対応するためのものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、事業名被災農業者向け経営体育成支援補助事業、繰越額184万6,000円で、全国的に農業被災が拡大したことにより施工業者及び資材が不足となったことから、完成時期におくれが生じたものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、事業名村道北谷線擁壁整備工事、繰越額967万7,000円で、工事施工中に掘削面の崩落があり、崩落防止対策工事をするなど当初設計できなかった事象が生じたため、繰り越すものでございます。

13款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、事業名道路橋梁災害復旧事業、繰越

額 6, 0 5 4 万円で、昨年 9 月の台風 2 4 号による村道災害復旧工事を施工するに当たり、土地所有者などとの調整に時間を要したため、繰り越すものでございます。

なお、各事業の財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○田中議長 これより報告第 1 号に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 今回の繰越明許については、全て当初予算ではなくて、補正でやったものになってるんですけども、災害復旧などについてはわかるんですけども、民生費のプレミアムの商品券ですが、消費税 1 0 % 増税になった場合の対応でありますけれども、これについてはいろいろと選挙もある中で、どうなるかわからないという部分もありますけれども、うちの村としては早くに 3 0 年度の補正でやったわけですが、これからの動きによってはどうなるかわからないですけども、その点については、今後の動きについてどのように対応されるのかをお尋ねしたいと思います。

○田中議長 赤阪室長。

○赤阪地域戦略室長 プレミアム商品券の今後の動きということでございますが、今回繰り越しさせていただきます、当初予算のほうにもこの分の事務費の分を上げさせていただいております。今後につきましては、今回のプレミアム商品券につきましてはいわゆる低所得者、非課税者、またゼロから 2 歳のお子様の分につきまして、対象者がそういうふうな形になっておるんですが、今後でございますが、7 月から 1 0 月ごろに購入希望者の申請のほうを受け付けまして、1 0 月からの購入に向けて現在庁内の関係課と調整しながら作業のほうを進めているところでございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 済いません、今回の繰越明許は事務関係の予算で、3 1 年度の当初予算は実際に 4 1 0 万円ほどの今年度の予算としてプレミアム商品券の予算を出しておりますけれども、私どもとしましては消費税の増税に対してはやるべきではないという立場で質問しているわけなんです、この商品券についても、返すくらいなら上げんといてというのが私たちの一般の考えなんですけれども、このプレミアム商品券の事業について、国の予算もついているわけですが、うちの村としてはそれをすぐ予算として上げてますけれども、市町村によっては動向を見てからというところもあると思うんですけど、この件に関しては、各市町村もう既にほとんどがうちの村のようにやっているのか、あるいは動向を見てから補正でやる自治体もあるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○田中議長 赤阪室長。

○赤阪地域戦略室長 全ての市町村云々というのは調べてはございませんが、当然近隣につきましてはお互い情報交換等をしながら作業のほうは進めております。その中でも河南町、太子町、いわゆる東部3町村につきましては、なるべく同じ足並みでやっていけたらということではいろいろ今調整しているところでございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 今回の報告につきましては事務費の86万4,000円を繰越明許するということではありますけれども、今年度、平成31年度、令和元年度の予算としてはプレミアム商品券410万円予算化してるわけです。いろんな動向を見て事業化してるところもありますので、私としましてはそうするべきではなかったかなというふうに思いますのと、いろいろと増税をしてこれだけ景気が悪くなると言われている中で、返すくらいなら増税するなということをお場で主張しておきたいと思います。

○田中議長 要望でいいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

千福議員。

○千福議員 計算書の一番上の総務管理費の電話交換機更改事業ですか、この件で御確認したいんですが、先般外部からのダイレクトインが可能になりましたと頂戴したんですが、その部分の工事も含まれておるんですか。お願いします。

○田中議長 日谷課長。

○日谷総務課長 繰り越ししている電話交換機更改事業でございますけども、役場にある電話交換機がかなり古くなったということで今回更新をします。その業務に加えて、今おっしゃったダイヤルインっていう直通電話も含めた形で更新をしているという状況でございます。

以上です。

○田中議長 千福議員。

○千福議員 これの報告の上程が5月31日、ダイレクトイン云々は5月20日で運用されておるんですが、それは日程的には問題ないんですか。

○田中議長 中野課長。

○中野人事財政課長 まず、繰り越しにつきましては、30年度事業ですので3月30日までに終わらない事業について翌年度に繰り越すということで作業のほうを行ってございます。この議案につきましては、自治法上、5月31日までに繰越計算書を調製して報告するというようになってございますので、繰り越しは終わっておりますけれども、自治法

に基づいて報告しているということでございます。

○田中議長 千福議員。

○千福議員 一応5月31日までに工事を完了してても、繰り越しをしているのでそれは別に問題ないというような解釈でいいわけですね。

○田中議長 中野課長。

○中野人事財政課長 おっしゃるとおりでございます、一応繰越事業をしたものについて議会に報告するという事になってございますので、終わった分についても報告しているということでございます。

○千福議員 ありがとうございます。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、報告第1号平成30年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御了承願います。

~~~~~

○田中議長 議事日程第4、報告第2号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

松本村長。

○松本村長 報告第2号は、平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

本件につきましては、金剛山ロープウェイ駅舎及び鉄塔耐震診断業務に係る経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日付において繰越明許費、繰越計算書を調製いたしましたもので、御報告するものでございます。

詳細は担当から説明しますので、よろしくお願いいたします。

○田中議長 詳細説明を菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 それでは、報告第2号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

次のページをお開きください。

2款観光事業費、1項索道事業費、事業名金剛山ロープウェイ駅舎及び鉄塔耐震診断業務825万1,200円を全額翌年度へ繰り越すものでございます。財源内訳は記載のとおりでございます。繰越理由でございますが、金剛山駅の駅舎のコンクリートコア抜き調査で著しく強度が低い箇所があったため、追加調査が必要となり、調査に時間を要したこ

とによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより報告第2号に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 せんだっての全員協議会で金剛山両駅の耐震診断の結果の報告を受けました。その工事がこの繰越明許で行ったと私は思ってるんですけど、さらに改修ができるのかどうかの追加工事を行うということですが、その予算についてはこの繰越明許でいけているのか、前も聞いたかもわかりませんが、再度もう一遍教えてください。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 今回繰り越しで報告させてもらう分につきましては、平成30年度に当初700万円で契約させてもらいまして、その後追加で48万6,000円増しまして、そのときにいわゆる調査が悪かったということで工期の延長等をさせてもらう繰越分でございます、先般31年度の予算に追加させてもらう分についてはここには入っておりません。一応別の調査というような形にはなってますけど、その調査結果と当初契約した分で耐震の報告の最終的なものが出てくるというような状況でございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 ありがとうございます。この分については、追加の追加とする分は今年度の予算でやるということでわかりました。

○田中議長 ほかにございませんか。

田村議員。

○田村議員 こちらに関連する質問なんですけれども、村のホームページのほうに大体5月末くらいに結果が出るというような文言があるんですけども、5月末を過ぎましたし、その文言についてホームページの掲載の変更の予定があるかどうかというのを伺いたしたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 確かにホームページにつきましては5月末ということで、ちょっと更新のほうがおくれて非常に申しわけございませんが、ホームページのほうは今更新手続をやっておりまして、当面の間運休という形のホームページの変更をさせていただきますので、今ホームページ担当課とも調整中でございます。申しわけございません。

○田中議長 田村議員いいですか。

○田村議員 結構です。

○田中議長 ほかにございませんか。

井上議員。

○井上議員 追加で診断されるということなんですけど、この診断で最終ということでしょうか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 今年度予算で追加させてる分でコア抜き調査につきましては最終という予定で現在進めております。

以上でございます。

○田中議長 井上議員。

○井上議員 済みません、技術的なことはちょっとわからないんですけど、判断というのは実際こうやって工事というか診断業務されるんですけど、今回コア抜きされた部分で確実に最終ということになるのでしょうか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 現在も当初追加の分ではコア抜き調査しておりまして、そこでの結果っちゃうのは当然業者から専門検査場のほうにいつて最終的な結果が出ておりまして、今回追加でこの間契約させてもらうものにつきましてもまた同じような手続をさせてもらうて、それにつきましてはどういう結果が出るか、実はきのうコア抜いたところでまだわかりませんが、一応それでコア抜き調査については最終というつもりで進めております。

以上でございます。

○井上議員 ありがとうございました。

○田中議長 いいですか。

○井上議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、報告第2号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御了承願います。

~~~~~

○田中議長 議事日程第5、議案第39号固定資産評価員の選任についてを議題といたし

ます。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第39号は、固定資産評価員の選任についてでございます。

地方税法第404条の規定に基づき、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員を設置しております。

固定資産評価員には川口充弘氏にお願いしておりましたが、平成31年3月31日で退任されましたので、その後任の固定資産評価員として日谷敏彦氏を選任したく御提案申し上げます。

日谷氏は本村出身の方で、昭和50年4月、富田林市に奉職され、長年税務業務や財産業務に従事され、税務担当理事などを歴任し、固定資産の評価に関する知識及び経験を十分にお持ちの方でございます。平成26年3月に富田林市を退職され、平成26年4月から一般財団法人富田林市福祉公社に勤務され、現在副理事長を務めておられます。私としましては、日谷氏が固定資産評価員として最適任者であると考え、選任いたしたく同意をお願い申し上げ、提案理由といたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第39号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第39号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第39号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第6、議案第40号千早赤阪村職員定数条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第40号は、千早赤阪村職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成21年以降、職員定数の見直しをしておらず、今現在村長の事務部局の、定数は超えた状態になっております。また、その他の部局においても、事務事業を行う上で必要とされる定数の確保を見直しを図るため、条例改正を行うものでございます。

なお、総数について変更するものではございません。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第40号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第7、議案第41号千早赤阪村森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第41号は、千早赤阪村森林環境譲与税基金条例の制定についてでございます。

この条例は、森林整備等に必要な事業に要する経費の財源に充てるための基金を設置するものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第４１号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第８、議案第４２号千早赤阪村税条例等の改正についてを議題いたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第４２号は、千早赤阪村税条例等の改正についてでございます。

本議案は、平成３１年３月２９日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、一部が令和元年１０月１日以降に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容については、住民税に関する申告や軽自動車税の軽減措置などに関する改正でございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第４２号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第９、議案第４３号災害弔慰金の支給等に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第４３号は、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容は、災害援護資金の貸付利率の見直しや償還方法の拡充などでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第４３号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第１０、議案第４４号千早赤阪村介護保険条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第４４号は、千早赤阪村介護保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正され、平成３１年３月２９日に公布、同年４月１日に施行されたことに伴い、本村介護保険条例内の保険料軽減の強化に関する所要の改正を行うものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第４４号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第１１、議案第４５号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第４５号は、令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第３号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ１億６，８９６万７，０００円を追加いたしまして、予算総額を３８億１６９万６，０００円とするものでございます。

主な内容でございますが、人事異動に伴う人件費の組み替え、公共施設の大規模改修、

幼児教育無償化等に伴うシステム改修に係る経費などを補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第４５号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会にそれぞれ所管の項目を分割付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１２、議案第４６号令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第４６号は、令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第１号）でございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ１１万８，０００円を追加いたしまして、予算総額を７億２，０５９万３，０００円とするものでございます。

主な内容でございますが、１０月の消費税率引き上げ予定により、低所得者の介護保険料のさらなる軽減強化が実施されたことに伴い、広報周知用の印刷製本費を増額するものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第４６号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１３、議案第４７号令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第４７号は、令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第１

号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ95万5,000円を減額補正いたしまして、予算総額を2億4,415万6,000円とするものでございます。歳入では、一般会計繰入金を95万5,000円減額するものでございます。歳出では、下水道建設費の職員人件費を人事異動により減額するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第47号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第14、議案第48号動産の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第48号は、動産の取得についてでございます。

本議案は、地方自治法第96条第1項8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上の動産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、議案第48号動産の取得について御説明いたします。

こちらの動産取得につきましては、千早赤阪分署に配備しております高規格救急自動車の購入についてでございます。

現行の千早赤阪分署に配備している高規格救急車につきましては、平成23年12月に取得いたしまして、現在7年6カ月が経過いたしております。消防車両の更新計画につきましては、富田林消防本部の更新計画に基づきまして更新をするということでございます。耐用年数が8年または走行距離が15万キロということで、ことしの12月で8年を経過するというので、今回高規格救急自動車を購入するというものでございます。

内容につきましては、取得する動産、高規格救急自動車1台、契約の方法、事後審査型

一般競争入札、取得金額 4, 0 1 7 万 6, 0 0 0 円、取得の相手方、住所、大阪市此花区北港 1 丁目 4 番 6 4 号、名称、大阪トヨペット株式会社法人営業部部長加藤光行でございます。

説明につきましては以上でございます。御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

千福議員。

○千福議員 済いません、ただいま説明を頂戴しまして、契約の方法で事後審査型一般競争入札と書かれております。これ、どういうふうな形のものなのか簡単で結構ですけどもお教えいただきたらと思います。

○田中議長 日谷課長。

○日谷総務課長 契約の方法の事後審査型一般競争入札ということでございますが、こちらにつきましては村に指名競争入札参加資格登録というのがございまして、このうち村の場合、建設工事、コンサルタント、物品・役務という 3 種類の登録がございます。今回の場合は物品・役務ということになりまして、村の指名登録のある業者を対象に入札参加に係る資格要件を一般に公告をいたします。その当該要件を満たすものが、自由に入札の札を入れると。そして、その開札後に最も低かった業者に対しまして、さらに落札者として資格を満たされているかというところを審査をして最終的に決定するという方法が事後審査型一般競争入札ということでございます。

以上です。

○田中議長 いいですか。

ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 その事後審査型の入札の方法ですけども、大阪トヨペット以外にもこちらの条件をお知らせしてるかと思うんですけども、それは何社あって、どういうところなのかを教えてください。

○田中議長 日谷課長。

○日谷総務課長 公告という形でホームページに掲載して、広く応募をします。今回のこの購入に当たっての資格を満たして応募してきたところが、トヨペットさんを含めて全部で 2 社ございます。もう一社は日本船舶薬品という会社でございます。大阪トヨペットさんが価格が低かったということで、プラス落札者としての資格を満たしているということで決定をしたということでございます。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 それで、2社あって、大阪トヨペットさんになったわけですけども、当初予算で4,700万円予算として上げておりました。それで、富田林の消防署の計画では、8年それから15万キロを基準として更新をしています。この12月でちょうど8年になるということで、現在の走行キロは15万キロに満てるのか、その辺をお尋ねします。

○田中議長 日谷課長。

○日谷総務課長 先ほど申しあげました富田林消防本部の更新計画は8年または15万キロという基準になっておりまして、現在の分署に配置している救急車の走行距離は約13万キロということでございます。ただ、ことしの12月で耐用年数の8年ということになりますので、実際購入するに当たりましては車両に高規格の資機材というものを配備しないといけませんので、一定それに半年くらいかかるということもございますので、今回上程させていただいているということでございます。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 更新計画で、8年または15万キロということで、8年には満てるけれども走行キロについてはまだやから、来年度でもいけたんではないかと。人命を扱う自動車ですので、いけるからええやろというようなわけにはいきませんが、やはり十分なことをしとかなあかんということでやられたと思うんですけども、15万キロやったらもうちょっといけるんとかやうんとかとかというような素人的な考えで私はこう思うんですけども、その辺についてはどういう判断でこういうふうにされたか。

○田中議長 清水副村長。

○清水副村長 私も査定するときに関口議員と同じようなことは正直思いました。富田林の消防は8年または15万キロということですが、団体によって違うんですよね、10年10万キロというところもあるし、警察やったらまた別の基準もあるし。8年だから大丈夫だろうというのは思わないでもないですし、15万キロ走ってないから大丈夫だろうというのも、もちろん思います。

ただ、議員もおっしゃったように、何かあったときに出勤して途中でトラブルとかというようなことになると、非常に困るわけですね。それと、課長も言いましたけども、医療機器に準じたような資機材を積んでいると、これも老朽化してくるわけですから、最終的には富田林に委託している以上は富田林の基準に従うというのはこれが道理なんだろう

なというふうに思います。

○田中議長 いいですか。

ほかにございませんか。

井上議員。

○井上議員 入れかえということなんですけども、入れかえの時期とか入れかえに対して例えば装備がかなり変わると思われるんですけど、その辺の対応というのはどういうふうになってるんでしょうか。

○田中議長 日谷課長。

○日谷総務課長 先ほど御答弁させていただいたとおり、12月に8年迎えるということでございますので、そのタイミングでは新しく入れかえるということになります。ただ、その入れかえに当たってタイムラグといいますか、そういうことがもし仮に生じるならば、富田林消防本部にも別途救急車両配備しておりますので、一定救急業務が怠るということのないような形でしていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○田中議長 井上議員。

○井上議員 後ろのほうで言わせてもらったら、今回高度医療処置の資機材というのが追加とかで入ってくると思うんですけど、隊員さんのほうの対応とかはどんな感じなんでしょうか。

○田中議長 日谷課長。

○日谷総務課長 今先生おっしゃったのは、新しく高規格の資機材を入れることで隊員さんがそれをこなせるかということでございますか。

○井上議員 はい。

○日谷総務課長 資機材の内容につきましては、一定基準が一般的というか共通の基準がございまして、当然それを扱える形での教養を受けられてるということでございまして、対応は可能かと考えております。

以上でございます。

○井上議員 わかりました。

○田中議長 ほかにございませんか。

田村議員。

○田村議員 入れかえということなんですけれども、これまで使っていた救急自動車の処分っていうのはどういう形になるんでしょうか。

○田中議長 日谷課長。

○日谷総務課長 基本的には廃棄といいますか処分するということになるかと思えます。

以上です。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 売却とかそういう手段というのはいないんですかね。4, 000万円ということではなかなかの金額なので場合によってはもしかしたら海外ですとかそういう販路という可能性もなくはないのかなと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○田中議長 日谷課長。

○日谷総務課長 救急車両につきましては、サイレンとかつけてると思いますけども、当然それをつけるにあたっても許可をとっておりますんで、仮に公売するということになれば、そういったものを全て外してというような状況になりますと、またその辺の部分で経費もかかったりするかと思いますんで、基本的には今のところは廃棄処分という形で思っております。

以上です。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第48号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第48号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第48号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたしますが、なお議員の皆様におかれましては、この後１１時１５分より３階研修室にて議員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

どうも皆さん長時間御苦労さまでございました。

ありがとうございました。

午前１０時５９分 散会

令和元年第2回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

令和元年6月26日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 田 中 博 治

2番 関 口 ほづみ

3番 井 上 浩 一

4番 田 村 陽

5番 千 福 清 英

6番 藤 浦 稔

7番 山 形 研 介

4. 欠席議員

な し

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子

書 記 辻 元 絹 代

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 松 本 昌 親

副 村 長 清 水 秀 都

教 育 長 矢 倉 龍 男

人事財政課係長 仲 野 善 博

地域戦略室長 赤 阪 秀 樹

総 務 課 長 日 谷 順 彦

住 民 課 池 西 昌 夫

健康福祉課長 尾 谷 浩

健康福祉課
健康担当課長 西 口 美 和

観光・産業振興課長 菊 井 佳 宏

施設整備課長 下休場 健 司

理事兼災害復旧室長 中 川 郁 雄

理 事 上 田 知 弘

理 事 後 藤 崇 幸

理 事 藤 本 佳 奈

教 育 課 長 森 田 洋 文

教育課参事 薦 亜紀朗

7. 議事日程

日程第 1 議案第40号 千早赤阪村職員定数条例の改正について（委員長報告）

日程第 2 議案第41号 千早赤阪村森林環境譲与税基金条例の制定について（委員長報告）

日程第 3 議案第42号 千早赤阪村税条例等の改正について（委員長報告）

日程第 4 議案第43号 災害弔慰金の支給等に関する条例の改正について（委

員長報告)

- 日程第 5 議案第 4 4 号 千早赤阪村介護保険条例の改正について (委員長報告)
- 日程第 6 議案第 4 5 号 令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算 (第 3 号)
(委員長報告)
- 日程第 7 議案第 4 6 号 令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (委員長報告)
- 日程第 8 議案第 4 7 号 令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (委員長報告)
- 日程第 9 議案第 4 9 号 千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について
- 日程第 1 0 議案第 5 0 号 森屋ちびっこ広場損害賠償請求控訴事件の和解について
- 日程第 1 1 議案第 5 1 号 令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 1 2 議案第 5 2 号 動産の取得について
- 日程第 1 3 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 1 4 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 1 5 一般質問

午前１０時０４分 開議

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、令和元年第２回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 日程第１、議案第４０号から日程第８、議案第４７号までの８議案につきましては、６月４日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託しております。

まず、総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査経過及び結果について報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、１議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、日程第１、議案第４０号千早赤阪村職員定数条例の改正についてから日程第７、議案第４６号令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第１号）の７議案を一括議題といたします。

まず、議案第４０号千早赤阪村職員定数条例の改正について、議案第４１号千早赤阪村森林環境譲与税基金条例の制定について、議案第４２号千早赤阪村税条例等の改正について、議案第４３号災害弔慰金の支給等に関する条例の改正について、議案第４４号千早赤阪村介護保険条例の改正について、議案第４５号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第３号）の総務民生所管分、議案第４６号令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第１号）の７議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

井上委員長。

○井上総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る６月４日の本会議において付託を受けました議案７件の審査を行うため、６月７日午前１０時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員７名全員出席のもとに開催いたしました。

議案第４０号千早赤阪村職員定数条例の改正についてから議案第４６号令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第１号）の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第４０号から議案第４６号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成となり、議案第４０号から議案第４６号の７議案について

は、本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 自席へどうぞ。

これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第４５号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第３号）の文教建設所管分、議案第４７号令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第１号）の２議案について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

千福委員長。

○千福文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る６月４日の本会議において付託を受けました議案２件の審査を行うため、６月１１日午前１０時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員７名全員の出席のもとに開催いたしました。

議案第４５号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第３号）文教建設所管分及び議案第４７号令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第１号）の審査の結果を報告いたします。

提出議案において詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審議をいたしました。このような経過を経て、議案第４５号及び議案第４７号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成となり、議案第４５号及び議案第４７号については、本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 自席にお戻りください。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第４０号千早赤阪村職員定数条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第４０号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第４１号千早赤阪村森林環境譲与税基金条例の制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第４１号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第４２号千早赤阪村税条例等の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第４２号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第４３号災害弔慰金の支給等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第４３号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第４４号千早赤阪村介護保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第４４号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第４５号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第３号）に対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第４５号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第４６号令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第１号）に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第４６号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第４７号令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第１号）に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第４７号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第９、議案第４９号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第49号は、千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の一部改正についてでございます。

本議案は、令和元年から活動を予定しております鳥獣被害対策実施隊の報酬額を新たに当該条例に規定するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 それでは、議案第49号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、先般6月20日の全員協議会で御説明をさせていただきました鳥獣被害対策実施隊を設置することにより、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをお開きください。

別表でございますが、別表1のその他非常勤職員の前に鳥獣被害対策実施隊員、月額2,000円を追加するものでございます。

続きまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 イノシシ被害の対策としまして、村としても今年度より新たにこういう制度をつくっていただきましたことについては、前進であると思います。20日に説明をいただきましたけれども、それを受けまして再度お尋ねいたします。

これまで猟友会が担っていただいておりますけれども、猟友会とは別の実施隊ということで、猟友会との関係など、もう一度御確認させていただきたいと思います。猟友会はどういうことで、そして実施隊はどういうことを再度御説明させていただきたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 猟友会につきましては、この実施隊でも別に関係なく、今までどおり実施のほうをさせてもらいまして、猟友会という形で業務委託ということで予算

のほうを計上させてもうて、もう4月から実施のほうはさせてもうてます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 猟友会のほうは、山林とか村全体で責任を持っていたいてるんですが、猟友会は現在何人おられて、猟友会には年間委託料として100万円払っていただいておりますが、そうした報告とか、猟友会で前年度捕獲した個数はどれぐらいあってとかというのを教えていただきたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 猟友会につきましては、現在3人の方で行動をやっておりまして、去年度実績で言えば110頭をとられたということを聞いております。そういうので報告を受けております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 次に、実施隊ですけれども、先日本伺いました際には、16名を想定しての中で小吹地区で6名の方は確定しているということでした。既にもう活動もしていただいているようですが、私たちも民家の前までもう出てきて、非常に危険だということで、こうした活動をしていただいてる、本当にありがたいと思いますが、今後小吹の6名以外にも東阪のほうでもおられるようなことも聞いておりますが、6名以外に何人ぐらい想定されているのかお伺いします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 一応、この間全協のほうで、小吹で6名ぐらいということでございます、それ以外にも先生おっしゃったとおり、あちらこちら、ちょっと声のほうも聞いておりまして、総合計はやはり十五、六名にはなるかなと思っております。その辺につきましては、募集のほうもさせてもらいますし、また場合によってはいろいろそういう声も聞いてますので、個別にちょっと声をかけさせてもらうなり、できるだけ各地区満遍なく行動しやすいような感じで、今後一気にはいきませんが、徐々にそういう自治体の人数もふやして、活動も充実させていくように、事務局としてもPR等をやっていききたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員、どうですか。いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

田村議員。

○田村議員 こちらの日額2,000円ということなんですけれども、日額2,000円という額の根拠というのはどのあたりにあるんでしょうか、お尋ねいたします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 2,000円の根拠につきましては、一応大阪府内ではなかなかそういう事例がなくて、五條、御所市も実施隊ということをやっておりますので、そこが2,000円というような形です。そして、なかなか明確な根拠と言われたらあれなんですけど、1時間最低賃金が930円、40円ということを知りますので、大体2時間程度でできるのかなというような感じもございまして、2,000円というような感じで現在考えております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。

これ16人ということなんですけれども、実際は活動としてはこれは16名が個別に活動することを想定されておられるのか、それとも16名が集団として活動することを想定しておられるのか、お伺いしたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 実施隊としては、想定16名でございますが、一応個別というんですか、一応1人ではやっぱり持ち運びもできませんので、基本的には通常2人1組ぐらいでと、こちらのほうから隊員の方に依頼をかけて、一応1組2人程度で通常は行動をしてもらうような考えでやっております。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

千福議員。

○千福議員 以前、数年前から対策等々の検討を議員のほうからも何回となく出てたと思うんですけど、ようやく前へちょっと進み出したというような形の部分であろうかと思えます。イノシシのほうを取っ捕まえたら、埋めるというふうな表現が先般されておったように思います。それはどこにそういうふうな形です、誰がするというような形の部分はどのような形でされるかお聞きしたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 原則的には、通報のあったところにおりを仕掛けるというような形になりますので、一応その場で基本的には埋設させてもらう、実施隊の方が所有者

の許可も得ながらその土地で処分、埋設するような感じで考えております。

以上でございます。

○田中議長 千福議員。

○千福議員 取っ捕まえたところ、おりを設置して、一応設置する場合はそういう部分も含めて地権者の方に前もって了解を得ておくとか、そういうふうな形ですね。それは、実施隊の方々が一応行動されるということですね。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 原則、実施隊の方がその場で埋めるというような感じに考えております。

以上でございます。

○田中議長 千福議員。

○千福議員 そのとき、ちょっと事務局のほうとかの確認とか、その辺の部分もその都度されるんですか。お聞きします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 その辺につきましては、当然報告というような形でもらって、うちも日当を払わなければならないので、その辺の報告はもらいますし、場合によってはいろいろ連絡体制を密にして連携をとってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 千福議員。

○千福議員 済いません、もう一点だけ。

ちょっと人数的に再度募集とか考えておられるようなんですが、これはまた区長会等とかで話とか、その辺の計画もあろうかと思えますけども、その辺はいかがでしょうか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 先生おっしゃるとおり、その辺につきましては広く区長会なり、また農業委員さんとかそういった形で、場でちょっと声かけ等も必要かなと考えております。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

○千福議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

井上議員。

○井上議員 令和元年から活動を予定しているとなってるんですが、具体的にどのような

時期にどのようなことを予定されているかというはあるのでしょうか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 今回の議会のほうで、条例も通らせてもらいましたが、早速、ちょっと声は聞いているところがありますけど、募集を聞いて、最初は何人集まるかわかりませんが、そういったことでできるだけ早いこと実施のほうはさせてもうて、一応年間通じて、スタートすれば年間を通じて実施隊のほうは活動していく予定で考えております。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

○井上議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第49号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第49号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第49号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第10、議案第50号森屋ちびっこ広場損害賠償請求控訴事件の和

解についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第50号は、森屋ちびっこ広場損害賠償請求控訴事件の和解についてでございます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を尾谷健康福祉課長。

○尾谷健康福祉課長 それでは、議案第50号森屋ちびっこ広場損害賠償請求控訴事件の和解について御説明をいたします。

本件につきましては、昨日議会全員協議会で経過等を御説明させていただきましたが、いま一度経過も含めまして御説明のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、事件名ですが、平成30年（ネ）第2620号損害賠償請求控訴事件でございます。

2番、概要といたしまして、平成22年から森屋ちびっこ広場の賃貸借契約終了の協議を村と土地所有者において開始をいたしました。が、土地返還時における原状回復について、土地所有者と村との考えに隔たりがあり、協議が調わなかったものでございます。

平成28年11月に村から賃貸借契約解除の申し入れを通知しまして、当該土地における工作物の撤去を村が実施いたしました。しかしながら、土地返還時における原状回復につきまして原状回復義務が履行されておらず、損害を負っているとしまして、平成29年11月に大阪地方裁判所堺支部に金612万3,600円や控訴費用等の損害賠償を求め、村を被告として訴訟が提起されたものでございます。

以後、審理が進む中、大阪地方裁判所堺支部より和解勧告がございましたが、平成30年9月議会においてこの和解案は否決、一審判決としまして大阪地方裁判所堺支部より平成30年11月21日判決の言い渡しがございましたが、この判決について控訴人敗訴部分について不服であるため、大阪高等裁判所へ控訴を提起したものでございます。

控訴の経過でございますが、平成31年2月28日第1回期日におきまして、大阪高等裁判所より、本件を慎重に審議するものとしまして、進行協議に付する宣言があり、双方の意見陳述が行われました。

以後、2回の意見陳述がございましたが、令和元年6月5日の期日において、本件は和

解による解決が望ましいとし、高等裁判所より和解の勧告がなされたものでございます。

4番としまして、和解の相手方は千早赤阪村在住者1名。

和解の内容でございます。

1号としまして、千早赤阪村は土地所有者に対し、本件解決金として200万円の支払い義務があることを認める。

2号、千早赤阪村は土地所有者に対し、前号の金員を本和解成立の日を含む月の翌月末日限り、土地所有者の指定する銀行口座に振り込み送金する方法により支払う。ただし、振込手数料は千早赤阪村の負担とする。

3号、千早赤阪村と土地所有者は、千早赤阪村が土地所有者に対し、大字森屋151番地及び大字森屋152番地の土地（以下「本件土地」という。）を明け渡し済みであることを確認する。

4号、千早赤阪村と土地所有者は、千早赤阪村と土地所有者が平成29年3月1日に本件土地においてなした協議において、本件訴訟が終了後に別途協議することとしていた物件（以下「本件物件」という。）の撤去等を含め、本和解成立時において既施工のもののほか、本件土地及び同土地上の物件に関し、千早赤阪村が何らの作業義務を負わないことを確認する。

5号でございます。

千早赤阪村は、土地所有者に対し、第3項の本件土地の明け渡しに際し、残置した動産及び本件物件の所有権を放棄し、土地所有者が自由に処分することに異議を述べないことを確認する。

6号、土地所有者はその余の請求を放棄する。

7号、千早赤阪村と土地所有者は、本件を含む本件土地の賃貸借契約に係る一切の紛争について、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

8、訴訟費用は、第一審、二審を通じて各自の負担とするものでございます。

6といたしまして、5号にございました和解の内容に出てきました本件物件と言われるものの内容でございますが、残置物といたしまして、本件土地の入り口の階段、本件土地周囲に敷設されたU字溝、またそのU字溝に通じます会所ます、本件土地周辺に敷設されたネットフェンスなどが現在残置物として確認しておるものでございます。

説明につきましては以上でございます。御審議よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 29年11月に土地所有者である松葉氏が控訴されまして以降、この間ずっ

とやりとりをしてきまして、今回は進行協議、調停と同じようなシステムで話し合いを進めてきたということですが、それまでにつきましては、やりとりは弁護士など代理人を通じてのやりとりでしたけれども、今回の進行協議については直接松葉氏も来られて、和解の内容を本人が確認されたかどうかを、改めてここでお尋ねしたいと思います。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 進行協議の際の参加者といいますか、同席しておったメンバーでございますけども、第1回、第2回等につきましては代理人弁護士と私と、あと裁判室ということで、土地所有者は同席はいたしておりません。しかしながら、最終6月5日のいわゆる和解の勧告がされた際には、土地所有者も同席をいたしまして、当然和解の内容につきましても本人に対し、当時の裁判長がこの和解の勧告に対して説明をされたということでございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 これで、この件については村が当初400万円ということについては余り高過ぎるので、私たちは同意できませんでしたけれども、今回の和解については200万円ということと、それから残された物件の内容についてもきっちりと明記されて、あと何も言わないということを確認されたわけですが、本人も同席された上で、村のほうも行かれて間違いのないというふうに判断されたかどうか。村からも行かれたんでしょ、2回目のも。それで、本人の了承したということ、これで大丈夫やなというふうに判断されたかどうか、再度確認させていただきたいと思います。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 当然ながら、この和解の部分につきましては、一定裁判所よりも案として提案された和解の内容でございまして、もうこれにつきまして当然ながら、この内容につきましては土地所有者のほうにも同じものが当然ながら送付され、双方が合意のもとに確認されておるものであるというふうに認識いたしております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員、いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

藤浦議員。

○藤浦議員 今の質問に関連するんですけども、私自身、地裁判決で同意できないということで反対の立場をとりました。この高裁の判決、調停で、個人的には今も1円の和解金

をも払うことについては不満を持っております。しかし、今回の結果は健康福祉課長初め理事者、関係者の皆さんの努力でこの結果が出たと思います。今後は、こういった村の労力、事務を使うことがないように、十分注意してされることを提言します。

以上です。

○田中議長 答弁はどうでしょうか。ありますか。

○藤浦議員 結構です。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第50号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第50号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第50号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第11、議案第51号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第51号は、令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算(第4号)につい

てでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ254万1,000円を追加いたしまして、予算総額を38億423万7,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、森屋ちびっこ広場損害賠償請求事件の和解に係る経費を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を仲野人事財政課係長。

○仲野人事財政課係長 それでは、議案第51号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第4号）について説明します。

10ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出について説明します。

2款総務費の総務事務費は、森屋ちびっこ広場の損害賠償請求控訴事件に伴う弁護士報酬金54万1,000円です。

次に、民生費のちびっこ老人憩いの広場維持管理経費は、森屋ちびっこ広場の損害賠償請求控訴事件が裁判所から和解勧告されたことに伴う和解金200万円です。

次に、8ページをお開きください。

歳入でございます。

繰入金は、財政調整基金繰入金254万1,000円でございます。

以上、説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 50号議案に関連する予算ですけれども、弁護士費用として54万1,000円、これはうちの村は顧問弁護士さんへ54万1,000円、先ほどの50号に戻りますけれども、200万円を松葉氏に支払った。その費用で、松葉氏側も担当の弁護士に費用を払われると思うんですけれども、その弁護士費用というのは大体これぐらいになるのか。私、村から支払った200万円の中から多分賄われると思うんですけれども、どれぐらいになるのか。うちのあれなんですけれども、想像でも結構ですので、わかったら教えてください。

○田中議長 清水副村長。

○清水副村長 相手方が弁護士さんとどういう契約をしてるかというのはよくわかりませんが、一般的には大阪弁護士会の標準的な規定がありますので、そんなに弁護士によ

って大きく変わるというふうには思いません。ただ、一審を経て今回二審まで行ってます。もちろん、これは我々が顧問弁護士に対して払うのは、いわゆる成功報酬という形で払うわけですが、通常訴訟するときは着手金等々発生してますから、恐らく一審、二審と、それと向こうも成功報酬ということで言いますと、１００万円近いやっぱり出費は出てるのじゃないかなというふうには想像します。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 弁護士費用、どれぐらいかかるかわからないですけども、こちらとしても和解金２００万円支払った、その額で賄われると思いますけれども、私どもとしましては、この２５４万１，０００円が村のとても大事な財政調整基金でやるわけですから、非常に貴重な財源をこういうふう到此へ支払ったわけです。財政調整基金ですけども、２００万円というのは大きな額になりますけれども、財政調整基金がこれを支払うことによって、現在どれぐらいの残になるのか、お尋ねします。

○田中議長 仲野係長。

○仲野人事財政課係長 えっと……。

○関口議員 財政基金残高の見込みですので、また改めて報告いただいたら結構かと思います。済いません。

○仲野人事財政課係長 よろしいですか、済いません。

一応、現在３０年度の決算見込みをしております、決算見込みの段階で１０億円程度あるということで、３１年度の予算を編成するに当たって、財政調整基金からの繰入金を活用しまして、３１年度の当初では財政調整基金も残りとして４億円程度というふうにはなっておりますけれども、決算をすることによって、またその基金の額というのは変わってきますので、現時点の数字についてはまた後ほど御報告させていただきます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 財政調整基金というのは、私たちの非常に貴重な財源の中で、２５４万１，０００円の繰り出しというのは非常に予想しなかったお金ではあります。しかし、当初示された４００万円はとても納得がいけないということから決断をしたわけですけども、財政調整基金の使い方、いろいろと慎重に使っていかなくないという思いで質問しました。結構です。

○田中議長 いいですか、関口議員。

○関口議員 はい。

○田中議長 要望でいいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第51号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第51号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第51号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第12、議案第52号動産の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第52号は、動産の取得についてでございます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上の動産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、議案第51号動産の取得について御説明いたします。

このたびの動産の取得につきましては、学習指導要領の改訂などにより、小学校等におけるプログラミング教育を必須化するなど、村内の小・中学校の教育環境の充実を図るため、児童・生徒用及び先生用のタブレットパソコンなどを購入するものでございます。

それでは、議案のまず1番の取得する動産につきましては、別紙のとおりということなのですが、裏面に記載しているとおりでございまして、村立小・中学校の児童・生徒、先生が利用するタブレットパソコン128台のほか、関係機器などでございます。

2の契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。この指名競争入札につきましては、10社を指名し、6月10日に入札を実施いたしました。同日開札の結果、落札候補者について審査を行い、6月17日付で仮契約を締結をいたしております。

3の取得金額につきましては、5,173万2,000円でございます。

4の取得の相手方につきましては、住所、大阪府堺市中区深井水池町3207番地、名称、株式会社岡本三昭堂、代表取締役森本薫でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 今回、サーバーを7台新規購入ということなんですけれども、こちらの各サーバーの、これは全て現状のサーバーの入れかえということだと思えるんですけれども、サーバーのそれまでの使用年数及びサーバーの耐用年数というのはどの程度なのか、お伺いできますでしょうか。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 現在、学校のほうで使用しておりますコンピューターのサーバー機器等でございますけれども、これにつきましては今年度で7年度経過をしております。今回入れかえるというところでございまして、各学校1台ずつ、今現在整備しておるところでございます。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 では、次の入れかえ対象となって、今回入れかえるサーバーというのも大体また7年後ぐらいには、また入れかえる予定なんですか。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 通常、サーバーの耐用年数もございまして、一定の目安として、まずまず5年過ぎればどうしていかうかということで考えていく必要がございます。その

中で、今回新学習指導要領が来年度から施行が始まってくるというところで、プログラミング教育等々実施するに当たりまして、今回更新をしていきたいというふうに考えておりますので、今後につきましても一定の期間が経過すれば、更新の時期等々検討していく必要があろうかと考えております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 ただいまプログラミング教育の話がちょっと出ましたが、現状で既にパソコン、中学校、小学校にありますけれども、現状のパソコンというのが果たしてちょっと有効に活用されているのか。その点についてどのように考えておるか。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 現在は、各学校のパソコン教室のほうに据え置き型ということで設置をしております、各パソコン教室においていろんなコンピューターの操作でありましたり、一定のソフトウェアの使い方でありましたり、いろいろな活用をしているところでございます。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 例えば、中学校でしたら現状のパソコンの授業時間数というのは、年間どの程度なのか。といいますのも、正直余り活用されていないという印象をちょっと受けるんですね。その点についてちょっとどのようにお考えなのか、お伺いできますでしょうか。

○田中議長 薦参事。

○薦教育課参事 答えさせていただきます。

中学校でのパソコンを利用した授業実績ですが、申しわけございませんが、具体的な時間数については把握しておりません。学校行事などと連動して、例えば職業体験とか、それから宿泊行事などの報告をプレゼンテーションするような、総合学習の機会などにコンピューターを使ってプレゼンテーションの資料をつくったりというようなことで取り組んでいるとは聞いておりますので、一定の時間の利用はあると把握しておりますが、冒頭申しましたとおり、何時間ということまでちょっと把握しておりませんので、一定の使用はありますが、具体の実数はわからないということでお答えさせていただきます。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 金額的にも5,000万円になるんで、大きなお金ですので、できる限り有効に活用していただきたいというふうに考えております。現状でしたら、ちょっとお伺い

する限りは、例えばプログラミング教育重点にしたら、中学3年生ぐらいですかね、最後スクラッチという言葉といますかソフトを使って学習するというふうにお聞きしているんですけども、また新たにプログラミング教育が指導要領に入ってくるということなんですけれども、今後そのパソコンを利用して、教育委員会としてこういった能力の育成とこのを目指しておられるのか、お伺いできますでしょうか。

○田中議長 薦参事。

○薦教育課参事 プログラミング教育の導入に即しましてのつけない力というのは、学習要領にもございますが、プログラミング的な思考、それからコンピューター言語の理解や小学校段階でのなれも含めての学習が進んでいくというようなことを、大枠は考えておりますが、まず今年度かけて具体的な方針や、それから小・中学校でのプログラミング教育の実施の計画などはこれから検討していく段階でございますので、詳細については申しわけございませんが、お答えできませんが、今年度1年かけて、現場の教員とともに担当者会を開くなどして、詳細を詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 わかりました。ただいま検討中ですね。では、そちらのほうをしっかりと検討いただいて、また議会のほうで御報告いただければと思います。

以上です。

○田中議長 ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 今年度の当初予算で予算を組まれまして、今回実施されるわけですが、学習指導要領の改訂によって買い換えをするということですが、この予算は国から幾らか出たかどうか、ちょっと記憶にないんですが、そのこのところをもう一度教えていただきたいことと、学習指導要領の改訂に伴って教科書の閲覧もありましたけれども、非常に膨大なページ数で、先生の負担が非常に重いのではないかと。その上に、新たにこのパソコンのことを教えなあかんと。その体制については、せっかくいいパソコンを購入しておきながら、その体制も新たに組まなあかんというところで、そういう体制はどうなってるのか、お尋ねしたいと思います。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 今回のOA機器、ICTの更新につきましては、先ほども御答弁申し上げましたように、今現在7年間の経過しておいて、機器のほうも一定の耐用年数も過ぎているというところもあわせまして更新をするものでございまして、新学習指導要領におき

ましてもプログラミング教育等々にあわせて、文科省のほうからは学校のＩＣＴの環境整備に係る新たな地方財政措置ということで、教育のＩＣＴ化に向けた５カ年計画を策定されまして、一定の地方財政措置を講ずるというところでございます。実際、具体的には地方交付税のほうで措置をいただけるというふうに考えております。

あと、学校の先生の負担等々につきましてでございますけれども、今回新たに更新するに当たりましては、学校の校務システムのほうも新たに導入したいと考えておりまして、現在先生が児童・生徒の成績であったりとか健康状態であったりとか、さまざまな管理をしていただいておりますところでございますけれども、システム化はされておらず、一定ワープロであったり表計算ソフトであったり、それで管理をしていただいておりますところもございます、一定のシステム化をして先生の負担軽減も図ってきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 パソコンの扱いについては、本当にもう専門的に、これはもうばっちりやという人がおるといえないのとで全然違うと思うんですね。その点についても、ぜひ先生の新たな負担にならないようお願いしたいと思います。

それで、関連しまして、現在役場なんかで使ってますパソコンですけれども、ウィンドウズ７については来年の１月でいろいろとセキュリティーなんかも期限が切れるので、買いかえが必要だということになって、それぞれ私たちもその対応をしなくてはならないんですけれども、その点については村の今使っているパソコンは、もう対応を既にやっているのか。そのまま放置しといていいのか、その点お尋ねします。

○田中議長 日谷課長。

○日谷総務課長 今先生御指摘のとおり、ウィンドウズ７のほうのセキュリティーが来年１月でしたかね、ということでお聞きしております。村のほうにおきましても、そのタイミングにあわせまして、新たなパソコンの更新というような形で今のところは考えているところでございます。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 教育委員会のパソコンの更新についても、ウィンドウズ７は既に来年１月から更新しなくてはいけないというところにあわせて、地方交付税もあるやろうからということです。まあしゃあないかなという思いはあるんですけれども、村のほうの行政が使っているパソコンについては、大体どれぐらい買いかえなくてはならないのか、その辺の予算

的なものも、わかっていたら関連で御回答いただきたいと思います。

○田中議長 日谷課長。

○日谷総務課長 済いません、詳細につきましては、ちょっと今資料ございませんのでわからないんですけれども、一定その辺は内部調査をして、必要な部分として更新を計画していきたいと考えております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 それはまた補正で組まれるということで判断してよろしいですか。

○田中議長 日谷課長。

○日谷総務課長 その点は、必要に応じて対応をお願いしたいと考えております。

以上です。

○田中議長 いいですか。

ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第52号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第52号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第52号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１３、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の井上委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１４、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の藤浦委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

ここで休憩を行います。

１１時２５分から行います。

午前１１時１０分 休憩

午前１１時２７分 再開

○田中議長 休憩前に引き続き再開いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第１５、一般質問に入ります。

それでは、第１番目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号４番、田村陽でございます。

成果目標の導入についてでございますけれども、平成２８年までは、行政評価が行われていたとお聞きしておりますけれども、行政評価が廃止された後、予算決算において明確な成果目標が設定されておらず、各事務事業の費用対効果について評価が困難な状況にございます。事務事業の成果を正確に評価するためにも、予算決算において再度成果指標を

導入するべきではないかと思われませんが、そのような観点から、以下の３点についてお伺いいたします。

まず１つ目ですが、行政評価を導入した理由。続きまして同じく、行政評価を廃止した理由。３番目が、成果指標の必要性についてのお考えは。

続きまして、次に、もう一つのホームページの更新状況についてお伺いいたします。

本年４月に、村ホームページは大幅にリニューアルされておりますけれども、その後の状況を見る限り、リニューアル後、更新がストップしているページというのが非常に多いと感じております。村ホームページは、村内住民及び来訪者にとって、いわば役場の玄関口とも言うべき存在でございますけれども、その重要性が意識されているとは到底言いがたいというのが現状ではないかと思っております。

そこで、以上のような観点から、以下についてお伺いいたします。

まず１つ、ホームページ全体の統括というのは行われているのか。２つ目、掲載の判断。何を掲載すべきかですけれども、その掲載の判断というのは各課でどなたが行っておられるのか。３つ目、掲載状況のチェックは各課で行われているのか。最後に、今後の改善策、以上についてお伺いいたしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中議長 質問事項１番目の答弁者、赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 成果目標の導入について御答弁申し上げます。

第４次総合計画におきまして、計画推進の進行管理として、ＰＤＣＡサイクルを導入し、事業の見直し、行政の透明性と説明責任、住民満足度の高い行政サービスの提供、職員の意識改革などを目的として、事務事業のうち評価が困難な事務事業や、村に裁量の余地がない事業などを除き、毎年度事後評価を行ってきたところです。また、村民や外部の視点で見直しの方向性を議論することや有意義と考えられる事業などは、有識者による第三者機関である外部評価委員会による外部評価を実施してまいりました。

事務事業評価を続ける中で、評価対象事業が多く、職員への負荷が多いこと、アウトカムを意識した評価が行われないものが多いこと、また外部評価者からも外部評価にかけるほどの事業ではない、あるいは１度評価した事業を毎年行う必要はなく、二、三年に１度でよいのではといった御意見もいただき、これらを踏まえ、平成２９年度は評価の再構築のため中止としました。その結果、事務事業評価につきましては、廃止ではなく、総合計画における実行計画掲載事業について進捗管理を兼ねた事務評価として行っているところです。

最後に、成果指標の必要性については、アウトカムを意識した指標を掲げている企業もあります。多くはアウトプットの指標となっており、アウトカムを意識した評価を決定

することが有用であると考えます。

事務事業評価につきましては、他の計画などの進捗管理なども含め、職員の大きな負担となっていることも事実です。また、監査委員による監査でございますが、これまでの出納監査だけではなく、行政監査や定期監査など、監査計画に基づき監査を実施することで監視機能を強化するとともに、議会においてもさまざまな観点から御意見などをいただいているなど、適正な行政運営に取り組んでいるところです。

これらのことから、今後におきましては予算決算と連動させながら、成果指標の建て直しを進め、次期総合計画にあわせ、できる限り職員の負担にならないよう実施方法等も検討していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

職員の大きな負担等になっているというふうに今お伺いしましたけれども、確かにこれまでの行政評価の結果をしてみる限り、労力ばかりが必要で、実効性という点では非常に乏しいというような印象をちょっと受けざるを得ないかなというふうに感じています。例えば、平成26年度の行政評価、こちらはホームページ上で公開されているんですけども、政策担当による評価結果と行政経営戦略会議による評価結果というのが、全く同一の文面であるものばかりでございました。全く別の評価機関が行ったのであれば、全て同一の文面になることなどまずあり得ないというふうに思いますけれども、なぜこういったことが生じてしまったのか、お伺いしたいと思います。

○田中議長 赤阪戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 事務事業の評価結果でございますが、政策担当と行政経営戦略会議のコメントが一緒というふうな御指摘かと思いますが、行政戦略会議のほうで評価していただくに当たり、政策担当が結果についてコメントを入れると。それをもって戦略会議のほうで評価をいただくというふうな形になっておりました。その戦略会議の中で、特に問題がないというような場合でしたら、政策担当課がコメントした評価と同じというふうな形になっているかと存じます。

あと、若干、おおむねその評価に対しては戦略会議のほうも政策担当と同様であるか、若干修正が要するという部分については違うコメントがされている部分もあろうかと存じます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 26年度の事務事業、100幾つあるうちの全てはチェックはできてないんですけども、20から30、ランダムにチェックさせていただいた限りでは、全て同じコメントというになっておりました。それだと、やっぱり別に項目を設けて評価するというには乏しいんじゃないかなというふうに、ちょっと思います。

さらになんですけれども、行政評価が中止を、先ほどの御答弁で、現在は総合計画における実行計画掲載事業についての事業評価として行っているというふうに御答弁をいただきましたけれども、行政評価における事業評価とその実行計画掲載事業について事業評価との相違点、この相違点というのはどこにあるのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田中議長 答弁者、赤阪室長。

○赤阪地域戦略室長 相違がどこにあるのかというふうな御質問でございますが、事業を進める中で、実行計画と事務事業の分というのはやはり同じようなものであると考えます。今後の事務事業評価につきましては、やはり予算あるいは決算と連動するというふうな形で議会のほうにお示しさせていただくのが、一番議員の方も評価していただきやすいのかなというふうなことも考えております。そんな中、今内部でその辺のあたり、事務事業と予算決算と連動する方法、どういうふうな形でできるのかというのをただいま検討いたしておるところでございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

確かに、本来その事業評価というものが1つの事業なんですから、それが実行計画掲載についての事業評価と行政評価とで全く別のものだというのは、本来であれば同一であるべきだというのは、まさに今おっしゃられたとおりであるふうに思います。

過去の24年度、25年度はちょっと掲載がなかったんで見てないんですけど、26年度と見せていただいたところ、やっぱり労力がちょっと必要なものばかりで、その割に実効性に関しては余り意味がないというようなものであったという評価をせざるを得ないかなというふうに思います。例えば、先ほどアウトカムとアウトプットの話がありましたけれども、多くの評価においては会議の回数ですとか、ちょっと成果とは言いがたいというのが成果指標として設定されておりましたし、先ほど申し上げましたとおり、政策担当による評価結果と行政経営戦略会議による評価結果の分類が全く同一というのがほぼ全てであったと。中には成果指標すらもう設定されない、空欄。結果的に、評価としてはエラー

が表示されているというものも、で、そのまま実際公開されていたというものもありました。また、設定された目標に到達していない、到達していないものがほとんどなんですけれども、それにもかかわらず、結局なぜ目標に到達できなかったのかという分析が行われていない。分析が行われていないんですけれども、ほかにも例えば、成果目標の達成率が目標を超えているにもかかわらず、なぜか改善ではC評価、見直しとなっているのは、成果目標と実際の事業評価というのが、正直余り関係がない。もう別の論理で行われているというような印象を受けました。

しかしながら、過去の行政評価というのは実効性に欠けるものであったとしても、成果指標による事業評価それ自体が不必要ということにはならないというふうに思います。事業の評価は、会議の回数や補助金の金額ではなくて、それによって村にどのような好影響を与えられたのかという観点から行われるべきであります。現在、新たな行政評価を検討中とのことですので、その際、例えば住民アンケートを活用するなどしていただいて、実際成果指標から適切にこの事業成果というものを評価できる改善案となるように御検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○田中議長 清水副村長。

○清水副村長 今田村議員がおっしゃったことというのは、僕は理屈の上では、僕もそのとおりだなというふうに思います。ただ、今どういうふうにやってるかといえば、さっき課長が答弁しましたが、1つは予算査定の中でその事業にプライオリティーをつけていく。あるいは、予算決算の議会審査の中で、議会としての視点で判断して、あるいは監査の中でいろんなチェックをしていただいている、そういう形でやっておるんですが、先ほどの答弁もそうなんですけど、やっぱりアウトカムをどう設定していくかというのは非常に難しいです。だから、そういうところで1つ、物すごい労力が要ということと、一口に行政評価と言っても、施策評価をするのか事務事業評価をするのか、その違いもあります。自己評価をするのか外部評価をするのか、そういった違いもあります。これからのやっぱり村の財政を考えると、当然財政というのはしんどくなっていくわけですから、例えば行政評価で必要だという判断をしても、財政的にできないということもあるし、今議員がおっしゃったように、住民アンケートというのも御提案いただきましたけど、住民が必要とするということと、やっぱり行政的に費用対効果を考えたときに、不必要だと。優先順位が高くないという事業も出てくるわけですね。だから、そういう意味では非常に、評価をしても実際それが予算に100%連動していけるかどうかというのは、なかなか難しいところがあるというふうに思います。すると、やっぱり職員の負担というのが非常に

大きいわけですから、その辺を、それは議員もわかっておられるとは思いますが、すべからくやるんじゃないかと、例えばテーマを決めてやるとか、大きいものだけを抜き出してやるとか、そのあたりはやっぱりよくよく考えながらやっていかないと、やるけど労ばかり多くて実が少ないということにもなり得ますから。それは方法も考えて、今度総計の改定とあわせて、どういうふうにするのがいいのか、その辺はできるだけ負担のないようには考えていきたいと思っています。

○田中議長 今の件につきましては、私もうっかりしていましたが、清水副村長も再質問のときに発言をお願いします。質問事項のときには発言しないでください。

○清水副村長 失礼しました。

○田中議長 失礼します。

質問事項 2 番目の答弁者、赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 ホームページの更新状況について御答弁申し上げます。

これまで村のホームページは、広報担当課におきまして毎月 2 度更新の作業を行うといった状況で、スピーディーな対応、情報発信ができていない状況でありました。こういった状況を改善すべく、平成 30 年度にホームページのリニューアルを行い、本年 3 月から運用を開始しているところです。

ホームページ全体の総括としましては、広報担当課において監督することも必要と考えますが、各担当も全ての更新作業は毎日チェックできていないのが現状でございます。

次に、掲載の判断でございますが、これにつきましては各所属長が判断し承認すること、即座にホームページに掲載されるようになっております。掲載状況のチェックにつきましては、現在は各課において行っておりますが、トピックスの新着欄への掲載の有無などは、各課によってばらつきがございます。今後の改善策についてでございますが、ホームページの掲載に当たっては、各課で更新作業をされた場合、更新が一目でわかるよう新着欄への掲載などの徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

ただでさえ、ただいま新着欄への掲載についてというふうな御答弁をいただいたんですけれども、ちょっと現状と乖離の余りの大きさにちょっと、言葉を失うとまではいきませんけど。

今から申し上げますのは、6 月 1 日時点のホームページの問題点であります。

まず、村広報、5月号ですね。こちらに千早赤阪村住民意識調査の結果が掲載されています。ここに、詳細は村ホームページを参照というふうな旨の記載がこの広報にあるわけですね。しかし、発行から2カ月がたった6月1日時点においてもホームページには掲載されていなかったと。にもかかわらず、6月号においてまた、堂々と村ホームページを参照と書いてある。

また、先ほど新着情報について御答弁いただきましたけれども、5月中の新着情報31件ありました。その31件中29件が給食センター、ひたすら給食センターがずらずらずと並ぶ。献立しか並ばない。行政のホームページの新着情報が1カ月間、ほぼ給食で埋まるというのは、ちょっと今そんな行政のホームページなんて一体どこにあるかというふうに思うんですね。正直、外部からホームページを見た人からすれば、うちの役場というのは給食センター以外機能を停止しているように見えてもおかしくないんじゃないかというふうに思います。

村長コラムは、3月のリニューアル以降、こちらは全く更新がありません。決算の概要も、平成29年度分は未掲載でございます。

次、子育て世代への情報提供のためだと思うんですけども、こごせっ子・netというページが別に設けられているんですけども、こちらに掲載されている、大きく掲載されているんですね、子育てカレンダーには3カ月間何の情報も掲載されていない。カレンダーがあるだけという。さらに、その下にイベントカレンダーが別にあるんですね。このイベントカレンダーというリンクをクリックすると、次出てくるのは監査委員のページ、監査委員が出てくる。

ほかに、aiげんき、こちらのバックナンバーというクリックしても、このaiげんきのバックナンバーというのは出てこないですね。

次、ふるさと納税のページですね。こちらについても、モンベルポイントバウチャー、こちらが6月30日終了というふうに記載されているんですね。ただいまきょうで6月29日ですか、普通に読めばまだ受け付け中みたいに見えると思うんです、6月30日終了ということでしたら。実際には、これ2017年6月30日に終了しているわけですから、結局そこも恐らくそのまま変わっていないのではないかと。また、謝礼の品数、こちら90種類と記載されてます。90種類とあるんですけども、実際僕数えてみましたら35種類でした、35品。これだけしか掲載されていない。これもやっぱり、以前から全く手が入っていないんじゃないのかなというふうに思います。

今申し上げました数々の問題、まだチェックし切れてないところもあると思うんですけども、これは毎日チェックするのは難しいという種類の問題ではないと思うんです。基

本的に、全てたった1回クリックすれば容易に判明するような事柄ばかり。なのに、なぜリニューアル以降、3カ月経過しましたがけれども、3カ月経過してもずっとそのまま放置されているのか。

改めてちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、地域戦略室においてこのホームページ全体のチェックというのは、実際適切に行われていたというふうに御判断されるんでしょうか、お伺いいたしたいと思います。

○田中議長 答弁者、赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 濟いません、今議員からいろいろ例示を挙げて御指摘がございました。この件については、非常に申しわけなく存じております。

各ページの更新につきましては、今現在所属長の権限におきまして行っておりますので、この場に所属長も皆おりますので、今議員からございました御意見も聞いておりますので、そのあたりは修正あるいは更新については徹底してまいりたいと存じます。

また、ホームページ全体の部分、地域戦略室のほうでできているのかというふうな御指摘でございますが、今いろいろ御意見いただいたのはございますし、できていないというところが実際かと存じます。その辺につきましては、私どもも反省いたしております。今後は、適正なホームページというふうな形でできますように、その辺は各所属長のほうとも十分進めてまいりたいというふうに考えております。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

1つは、やはり体制の問題かなというふうに思うんですね。今現在の体制でしたら、この記事を書きたいというところで、そのときに課長決裁が必要になるというのを伺いしてるんですけれども、逆に言うと、載せたいと言わなければ上がってこないということなんです。

そこでちょっとお伺いしたいんですけど、今所属課長が皆さんいらっしゃるというふうにお伺いしたんですけれども、いろいろ今問題を上げさせていただきましたけれども、皆さんにお聞きするわけにいきませんので、ちょっとここで総務課課長さんと健康福祉課課長さんにお伺いしたいと思うんですけれども。

まず、千早赤阪村住民意識調査についてですけれども、これ総務課課長さんは千早赤阪村住民意識調査は広報に掲載、これ1カ月、ずっとホームページに未掲載であったということ把握しておられましたか。また、もし把握しておられたのであれば、載せるようにというふうな指導というのはあったんでしょうか。

次に、健康福祉課課長、こごせつ子、n e tの子育てカレンダーに何の情報も掲載されていないということを把握しておられたのか。また、イベントカレンダーをクリックすると監査委員のページに飛ぶというのを、これも一度クリックすればわかることだと思うので、それも把握しておられたのか、お伺いしたいと思います。

○田中議長 答弁者、日谷課長。

○日谷総務課長 今先生御指摘の部分につきまして、先ほど赤阪室長より答弁ありましたように、ホームページリニューアルについて、この3月リニューアルがあったと。機械上、それぞれ各課において即効性を持って、そういう新たな情報を更新するというようなことができるようになったという形でやっております。それぞれ職員、その機械を操作するということで、ちょっと若干ふなれな点もあったという、ちょっと言いわけになるかもわかりませんが、一定その講習は受けたものの、その辺がちょっとうまくいってなかったというところもありまして、実際その更新がされてなかったということは把握しておりました。その点について、早急にホームページに掲載するようにということで、担当者のほうには指導はしておったということでございますが、今ちょっとまだ、今現在も掲載できていない部分もあるかもわかりませんが、その点はちょっともう一度確認したいと思います。

以上です。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 議員御指摘いただきました、まずカレンダーの部分と、あとa i げんきのバックナンバーの掲載がないという点でございます。a i げんきのバックナンバーがないという点につきましては、大変申しわけございませんが、私自身が把握はいたしておりませんでした。広報等には毎週行事予定、毎月の行事予定などを更新させていただいております。そちらのほうにはきちっと載せさせていただいておるんですが、担当がそのホームページの部分を更新しなければならないというところの認識まで引き継ぎがきちっとできておったのかどうかというところが、少し疑問にありますので、その点ももう一度チェックを徹底したいというふうに考えております。

カレンダーの部分につきましては、記載が全くされていないという部分につきましては、私自身も認識をいたしておりました。しかしながら、そこに実際何を一体載せていくのかというところが十分詰め切れていない部分もございます。ですので、コンテンツの是非も含めまして、早急に検討をさせていただきたいと思います。申しわけございません。

○田中議長 答弁はもういいですか。

要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 済いません、急な御答弁ありがとうございます。

村ホームページの現状は、公的機関のホームページとして余りにお粗末であると言わざると得ないというふうに僕は思います。千早赤阪村に関心を持ち、ホームページを訪れた人、こういう人たちは、現在のホームページの現状を見て果たしてどう思うか。その方々にとってはホームページしか判断材料がないわけです。そういう方たちにとっては、千早赤阪村役場というのは行政としての体をなしていない、そう思われてもいたし方ないのではないかというふうに思います。

まず、担当課である地域戦略室においては、ホームページ全体の運用状況というのを定期的に、監査とは言いませんけれども、チェックしていただきたい。また、各課においては掲載の是非というのを担当者任せにするのではなくて、管理職がその判断を行った上で、掲載すべきと判断された情報というのが適切にホームページ上に掲載されているのかについて、チェックを行っていただきたいと思います。ホームページは村の窓口であり、玄関でありますので、一刻も早く公的機関として当たり前のホームページとなるよう、御尽力いただきたいと思います。

以上で質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○田中議長 ここで休憩を行います。

13時00分から再開をいたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○田中議長 再開いたします。

第2番目の質問者、藤浦議員。

○藤浦議員 議席番号6番、藤浦です。議長通告に基づき、私のほうから2問の質問をさせていただきます。

まずは、通学路を中心とした交通安全対策についてですが、最近高齢者の運転する車で4月19日、東京池袋で親子2人死亡、6月6日、大阪此花区で4人負傷、6月4日、福岡市で逆走などの、本村でも人ごとではない交通事故が多く発生しております。中でも、滋賀県大津市で信号待ちをしていた交差点で、園児ら16人が右折車と直進車の衝突で巻き添えとなり死傷するという、痛ましい交通事故が発生しました。この交通事故を受け、滋賀県では危険交差点など安全対策のための点検を実施され、再発防止されています。

私の調査では、本村でも月平均10件のペースで交通事故が発生しておるとのことですが、幸いに大きな事故にはつながっていません。しかし、大事故にならない前に通学路を

中心にしたスピード制限、交差点などの安全対策のための点検を行い、危険箇所の見直しが必要と思うが、本村の考えを伺います。

次に、登下校時の安全対策についてです。

5月28日、川崎市で刃物を持った51歳の暴漢男に通学バスを待っていた小学生ら20人が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。過去にも、大阪教育大学附属池田小学校で男が侵入し、児童8人死亡、15人が重軽傷を負うという恐ろしい事件がありました。大阪府教育庁では、川崎市の事件を受け、各市町村教育委員会に通学路の安全対策や警察と学校の情報共有などについて指示されたと聞いております。また、5月29日には政府安倍総理も子どもの通学路の重点警戒を指示されております。

これを受け、本村教育委員会では幼稚園、小学校、中学校に園児、児童・生徒の登下校時の安全対策についてどのように指示されたのか伺います。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 通学路を中心とした交通対策について御答弁申し上げます。

今回の大津市での事故を受けまして、大阪府からも園児等の移動経路における安全確保について周知がありました。今後、村及び村教育委員会としまして富田林警察と連携し、独自に通学路の危険箇所について点検を実施してまいりたいと思います。現在、村には幼稚園、保育園、小学校2校、中学校1校がありますが、通学路の道路についてスピード抑制や交差点周囲など、安全のため啓発看板等を村やPTAより設置しておりますが、さらなる安全確保のため、国道、歩道については大阪府に対して歩道の設置や道路改良の要望を継続して行ってまいります。

また、村道につきましては平成29年度に中学校内を横切る村道中学校前線の校内部分の村道認定を廃止し、中学校に門扉などを新設することで生徒の安全確保に努めました。本年度は、昨年大雨により中学校の通学路となっております村道赤阪城跡線の路肩崩壊部分について、本復旧工事を予定しております。

今後、村道の改良等の安全対策についても、一度に全ての安全対策を実施することはありませんが、少しずつ改善に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 御答弁ありがとうございます。

本村の危険場所として私の耳に入っているところは、今のところ3カ所で、1つは森屋から中学校の間の府道富田林五條線で、グリーンベルトが薄くなっている上に、一部カー

ブに草木が生い茂り、安全な歩行に支障を来しております。道路管理者は大阪府とはいえ、通学しているのは本村の生徒です。

次に、消防分署から中学校までの村道赤阪城跡線、ここも草木が生い茂り、特に自転車通学の生徒が危険になっているとのことです。

次に、国道３０９号２期区間の開通により大型車両がふえ、危険きわまりない状況となっている北水分地区の杉本商店や瀬戸商店付近のカーブなどで、ほかにも危険箇所あると思いますが、早急に関係機関と連絡をとり、解決する方策を進めてもらいたいので、質問します。

○田中議長 答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 草刈り等の維持管理につきましては、随時大阪府へ要望しております。また、グリーンベルトの状況につきましては確認し、薄くなっている部分については対応をお願いしてまいります。

次に、村道赤阪城跡線などの本道につきまして、現地を確認しながら対応してまいりたいと思います。国道３０９号河南赤阪バイパス２期区間の供用開始に伴う交通量が増加しておりますので、３期区間の早期着手を要望するとともに、現道である府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線の安全対策についてもあわせて要望してまいりたいと思います。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 中でも、北水分地区のカーブは、先ほども申しましたように大型車両の通行がふえております。このような状況になる前である２０年前から、スピード制限を４０キロメートルから３０キロメートルにできないのか要望しているところです。私はこのことについて、今回の質問で３回目となりますが、一向に進んでいません。ましてや、さきの３月６日の文教建設委員会での担当者の答弁で、こともあろうかスピード制限については警察の仕事という非常に割り切った答弁でした。もちろん、すぐに担当課長や理事から、富田林土木のほうに要望して、あわせて警察にも対応を持ちかけていきますとの答弁をもらっています。大きな事故が発生しない前に関係機関と連絡をとり、解決していただくことをお願いします。

○田中議長 答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線の制限速度の変更につきまして、現在道路管理者であります大阪府と調整を行い、警察のほうへ共同で速度変更を要望する予定であります。

○田中議長 要望をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 この水分地区、実際に私が質問してから3月27日、この場所で交通事故が発生しております。村民の要望や声は真剣に受けとめて、耳を傾けてもらい、解決することを要望し、終わります。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、森田教育課長。

○森田教育課長 登下校時の安全対策についてお答えをいたします。

去る5月28日に神奈川県川崎市の路上で、登校時にスクールバスを待っていた児童等が刃物で刺され、20名が死傷する痛ましい事件が起きました。この事件を受け、大阪府教育庁から市町村教育委員会に対し、地域における連携の強化など必要に応じた対策を再度見直し、いま一度幼児、児童・生徒の安全確保の徹底について依頼があったところでございます。

本村の学校園においては、日ごろから園児、児童・生徒の安全確保に努めているところですが、今回の事件を受け、改めて村教育課から学校園長に対しまして、大阪府教育庁からの依頼趣旨を教職員へ周知するとともに、登下校時等の安全確保について依頼したところでございます。

本村においては、日ごろから保護者の御理解、御協力を得ながら、子ども安全見守り隊の皆さんや地域のボランティアの皆さんの御協力により、登下校時の見守り活動を実施いただいております。また、村内駐在所員には、通学バス並走によるパトロールを実施いただいております。さらに、今回の事件を受け、富田林警察署へ通学バス停留所の地図情報を提供するなど、緊急時の連携強化を図っております。今後も継続しながら、学校園はもとより、地域、警察と連携しながら、園児、児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

本村では、これまで安全対策のための防犯カメラ、カーブミラー、防犯等不審者対策のための中学校門扉設置、青パトの強化、見守り隊等々は承知しております。また、今回の事件を受け、村教育委員会では早速に各学校園に対して指示されたとのことですが、学校園長らが承知していても、園児、児童・生徒がどれだけわかっているのかが問題です。もちろん、事件が事件だけに、園児、児童・生徒、保護者に精神的動揺を与えてはという難しいところもありますが、どのように認識されているのか伺います。

○田中議長 答弁者、森田教育課長。

○森田教育課長 ただいま議員の御認識のとおりでございますけれども、今回の川崎市の事件につきましては、バスを待っていた集団の児童らが刃物で次々に襲われて、犯人が自殺するという非常に痛ましい、テロ的な事件であるとの認識をしております。児童等のメンタル面を考慮すると、教育委員会から積極的に児童・生徒に周知を促すべき事案ではないものと判断をしたところでございます。

今後につきましては、子どもたちに注意喚起を促すことが安全確保につながり、伝達が適当と認められる事件等が万が一発生すれば、迅速に学校園と連携して対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望をお願いします。

○田中議長 はい。

○藤浦議員 今回の川崎市のような事件が起きないためにも、日常の徹底した指導、教育をお願いし、要望として終わります。

○田中議長 第3番目の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号3番、公明党井上浩一でございます。議長通告に基づきまして、2点質問させていただきます。

1つ目に、液体ミルクの活用について伺います。

液体ミルクとは、調乳済みの乳児用ミルクが液体のままで販売されている商品のことで、2018年までは国内での製造が行われておらず、2019年3月11日によりよく国内店舗で販売開始となりました。液体ミルクの製造販売が禁止されていたわけではないのですが、コスト等の関係から法整備が整わず、結果的に製造販売が進みませんでした。しかし、近年相次ぐ災害時に海外からの液体ミルクの支援があり、その有用性から注目されたものの、国内での知名度や理解が及ばず、ほぼ使用されずに終わりました。こうした背景から、法整備が行われ、今回の国内での製造販売がスタートいたしました。

液体ミルクは、衛生的な無菌状態で提供されるため、粉ミルクより衛生的で手間がかかりません。安全性の評価はWHO、世界保健機関とFAO、国連食糧農業機関が定める人工乳の調乳ガイドラインでは、粉ミルクよりも液体ミルクを推奨されています。

このようなことから、災害時の備蓄品として適当だと思われますが、村として導入を考えているのか伺いたいと思います。

また、関連したこととして、現在備蓄されている賞味期限または消費期限切れに近いも

のに関して、無駄なく活用されているのかを伺います。

続いて2点目ですが、妊婦健診の公費助成について伺いたいと思います。

妊婦健診については、保健対象外で、現在村では妊娠期間中に最大14回、11万6,840円までの実費を助成されています。これは、厚生労働省が定める望ましい健診回数をもとにされております。しかし、双子以上の多胎児妊娠の場合は、母体に与える影響や負担も非常に大きくなります。そのため、妊婦健診、検査の回数もふえ、経済的な負担になります。

そこで、追加で5回の健診について、公費助成をされる自治体がふえております。本村も安心の出産を応援できるよう、費用的にも大きな金額にはならないと考えられるので、早期実現をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、2点についてよろしくお願いします。

○田中議長 質問事項答弁者、日谷総務課長。

○日谷総務課長 液体ミルクの活用について御答弁申し上げます。

災害時の備蓄品としての液体ミルクにつきましては、母乳に近い栄養素が含まれ、常温で約半年間保存でき、粉ミルクと比べ1杯当たりの価格は割高になるものの、お湯の確保が難しい災害発生時でも乳児に飲ませることができることから、災害時の活用などに注目が集まっております。日本では、公的な基準がありませんでしたが、昨年8月に日本での製造販売のための公的な基準を定めた改正厚生労働省令が施行され、国内での製造販売が解禁されました。

そのような中、現在本村においては災害時に乳児への十分なミルクが提供できるよう、粉ミルクを初め使い捨て哺乳瓶、ペットボトル、カセットこんろなどを備蓄しているとともに、民間の大手スーパーやLPガス協会とも災害時応援協定を締結し、避難生活が長期化した場合の体制も整えているところでございます。

液体ミルクの備蓄の導入につきましては、大阪府内ではことし箕面市が液体ミルクの備蓄を導入する方針を決めるなど、導入に向けた動きがありますが、本村においてはコストが割高になること、粉ミルクと比べ賞味期限が約半年短いことなどから、現時点においては導入予定はございません。

次に、現在備蓄している備品の活用についてですが、災害時の備蓄については村地域防災計画及び大阪府の大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針に基づき、備蓄目標量を定めており、定期的に点検及び更新しているところでございます。備蓄品の有効活用につきましては、特に消費期限がある食料品などは、消費期限到来により廃棄処分となりますが、できるだけ無駄なく活用できるよう、備蓄必要量や更新状況を踏まえ、地

域で行う防災訓練や保健事業の離乳食講座の際に、それら備蓄品を活用するなど、可能な限り有効活用を図っているところでございます。

今後とも引き続き、災害時における備蓄品の確保及びその活用について、効率的かつ適正に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 答弁ありがとうございました。

液体ミルクについては、災害時におけるお母さんや乳児のことを考慮すると、早期の導入をお願いいたしたいと思います。また、別件ではありますが、地域防災計画にあります災害時における物品の供給協力に関する協定書についても、液体ミルクの導入をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田中議長 答弁者、日谷総務課長。

○日谷総務課長 再質問について御答弁いたします。

災害時の応援協定先につきましては、応援先及び物資品目につきましては、今現在避難所生活が長期化した場合に備え、民間の株式会社サンプラザ、大阪いずみ市民生活協同組合、NPO法人コメリ災害対策センターと食料品また日用品について応援協定を締結をいたしております。

主な物資品目につきましては、食料品ではおにぎりであったり菓子パン、缶詰類、また日用品ではトイレットペーパーであったり乾電池、タオルなど、各協定先によって異なりますが、そういった物資品目を協定上結んでおります。現在、液体ミルクにつきましてはその物資品目の中にはありませんけれども、今後協定先とそういった液体ミルクの取り扱いができるのかどうかなども含めまして協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 液体ミルクについてですが、重ねて申し上げますが、粉ミルクの安全性は災害時には通用しなくなります。また、停電や断水により衛生的なミルクを与えられずに、あつという間に体調を崩し、病院受診もままならないままに危険な状態に陥ることも考えられます。そういうリスクを軽減させるためにも導入をお願いしたいと思います。

また、短い消費期限ということですが、無駄にすることのないように、イベント等で体験する機会を設けていただいたり、また保育所等で1回でも使ってもらうことで認知をし

ていただき、いざというときにスムーズに使用できるように広報するなどして、少しでも安心・安全のために努力をお願いしたいと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○田中議長 答弁者、日谷総務課長。

○日谷総務課長 液体ミルクの導入につきましては、先ほど御答弁させていただいたとおり、現時点におきましては導入予定はございませんが、今後災害時応援協定の物資品目に追加できるかどうか、協定先と協議をするとともに、他市町村の動向を注視して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 以上御説明しましたとおりであります、いまだにちょっと採用はされないということですので、これから他の自治体でも認知され、また広まっていくことを、本村でもぜひ採用していただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○田中議長 質問事項２番目の答弁者、西口健康福祉課担当課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 妊婦健診の公費助成について御答弁申し上げます。

妊婦健診は、妊娠期間に専門医療機関を定期的に受診し、妊婦と赤ちゃんの健康状態や成長ぐあいを定期的に検査して確認し、無事出産できるようにする健診です。

村では、母体や胎児の健康管理の充実及び妊娠に係る経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診の費用助成を行っております。助成は、国が提示した妊婦健診必要回数額である全１４回、最大１１万６，８４０円です。大阪府内の医療機関、助産所では受診券、また里帰り出産の場合は償還払いで助成を行っております。多胎妊娠は、さまざまな点で注意が必要であるため、妊婦健診の回数が多くなる傾向があります。多胎妊娠の妊婦健診の追加助成については、安心して妊娠、出産ができるよう、他市町村の取り組みなども参考に検討するとともに、地方交付税措置を初め、国の財政措置が講じられるよう、町村長会を通じて国や大阪府に要望してまいります。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

助成金についてですが、地方交付税交付金で現在１人当たり約１２万円が１００％支給されていると思いますが、全ての方が１４回の検診をフルに受けるわけではなく、少ない

回数で終わる方もあると聞き及びます。その場合、残りの回数分は余剰として余ってきます。また、追加分の5回の健診分の費用も1人当たり2万5,000円から3万円程度と思われますので、多胎児妊娠の率からすると高額ではないと思われますが、そのあたりを考慮していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○田中議長 答弁者、西口健康福祉課課長。

○西口健康福祉課健康担当課長 再質問に対して御答弁申し上げます。

14回の健診を全て受診していない方もおられるので、その分を多胎妊娠の妊婦健診の追加助成に回せないかという御意見かと思いますが、昨年度の村の妊婦1人当たりの健診受診回数は13回で、受診券はほぼ使用していただけている状況です。妊婦健診は、各市町村により助成額や内容が違うなど、地域間隔差がある現状でございます。妊婦に必要な健康診査が全国一律の恒久的な制度により実施できることが本来は必要かと考えますが、多胎妊娠への追加助成につきましては、村の妊産婦の健康や子育て施策を考える中で、どのような支援策が必要かというのを今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

要望でお願いしたいと思います。

多胎児妊娠ということで、率は本村に限らず、全国的に少ないとは思われるんですが、やはり危険性が高いということで、なおかつ近年高齢の方が妊娠されるということが多くなっておりますので、その辺も考慮していただいて、一日も早く助成をしていただきたいと思います。

以上です。

○田中議長 要望でいいですね。

○井上議員 はい。

○田中議長 第4番目の質問者、関口議員。

○関口議員 議席番号2番、日本共産党の関口ほづみです。私は、通告しています2点について質問をさせていただきます。

まず、高齢者へのバス運賃補助について質問いたします。

高齢化社会で運転免許を返上する高齢者が増加しています。新聞、テレビでは毎日のように高齢者ドライバーによる交通事故が報道され、身につまされる思いです。村では、自家用車がないと生活に支障があり、高齢になっても簡単に免許を返上することができない

のが実情です。

村では、地域公共交通を補うために、昨年10月よりタクシー利用助成を実施しています。この制度を利用される方もふえ、大変役立つという声もお聞きます。一方で、タクシーは1回の負担が大きく、低所得、年金暮らしでは利用するのに気が引ける、あるいは利用できないという声を聞きます。昨年度のタクシー利用助成の申請者数と今年度の申請件数はどれだけか御報告ください。タクシー助成とあわせて、高齢者への金剛バス、南海バスの運賃補助があれば、高齢者の活動範囲が広がるのではないのでしょうか。こうしたことは、公共交通の利用促進、高齢者の健康増進維持、介護予防や医療費の削減につながるのではないのでしょうか。バス運賃補助を求めます。

高齢者の交通事故件数は、年々増加しています。内閣府の交通白書によりますと、75歳以上の運転者による死亡事故件数割合は、平成18年度の7.4%から平成28年度13.5%と約2倍近くになっています。死亡事故以外の件数を含めても、同じ傾向にあると推察いたします。こうしたことから、国や自治体では高齢者の運転免許返上を推奨しておりますが、村内での生活実態を考えると、先ほど言いましたように難しい面もあり、地域や自治体、国全体での対策が求められております。村での運転免許返上の状況を把握しておられるのでしょうか。この件についてもお伺いいたします。

次に、棚田周辺への公衆トイレの設置を求めて質問いたします。

この件については、たびたび要望しているところでありますが、中学校の村道が閉鎖され、役場や直売所に行くにもこれまでより遠くなり、不便だという声がありますので、改めて質問させていただきます。

村の観光の一つである棚田は、田植えも終わって、棚田を見学する観光客がふえています。あわせて棚田作業をする人もふえております。農業公園にあったバイオトイレは撤去されてしまいました。私たち棚田守り隊では、これまで田植えや稲刈りなどのイベントのときには、前もって中学校と交渉を行って、中学校のトイレをお借りする、こうした形をとっていました。しかし、中学校は現在閉鎖され、こうした形も採用しておりませんので、中学校のトイレは利用できなくなりました。登山口やロープウェイ前、楠公誕生地周辺には各所にトイレが複数箇所設置されているのに、棚田周辺のトイレは皆無です。消防署隣の駐車場はあずまやもあり、休憩地として利用する人もふえています。村の観光の一つである棚田周辺へのトイレの設置は、観光客のもてなしでもあり、棚田を維持するために作業しておられる方への思いやりでもあると私は思います。村内外からトイレ設置の要望がありますので、あずまやのある休憩地にトイレの設置をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○田中議長 質問事項１番目の答弁者、赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 高齢者へのバス運賃補助について御答弁申し上げます。

地域公共交通の検討を進める中、昨年９月から外出のため移動が困難な人の通院や買い物などの利用を目的に、実証実験としてタクシー利用料助成事業を実施し、今年度におきましては引き続き実証実験を行っているところでございます。昨年度の利用実績でございますが、２３９人の申請があり、実質１枚以上利用された方は１９８人となっております。また、運転免許証の返納者数でございますが、６５歳以上の方で平成２９年は２９件、平成３０年は２６名の返納者があったということでございます。

高齢者に対し、金剛バス、南海バスの運賃補助が必要ではとの御質問でございますが、以前実施しました公共交通に関するアンケート調査で、自由意見としまして、利用したいところまで直行便が欲しいという意見も多くあり、バス運賃助成が高齢者の移動手段の解消に本当に効果的なのか、検討が必要と考えるところでございます。

いずれにしても、今後公共交通協議会でも意見を聞きながら検討してまいりたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 タクシーの助成の実数ですけれども、昨年９月からということですが、実際に使われた方が１９８人ということで、申請者はそれ以上ですけれども、ことし４月から新たに申請を受け付けしておられますが、それも現時点でわかったら教えていただきたいと思います。

それから、地域公共交通協議会においていろいろと議論されて、またバスの運賃補助についてもこうしたところでも協議されていくということで、どうなるかはわかりませんが、そういうことですけれども、地域公共交通協議会の開催状況、どうした内容で開かれているのか。先ほどの話もありましたけれども、インターネットで調べましたけれども、平成２９年１２月開催後は、協議会はインターネットで見る限りでは、２９年１２月以降は開かれていないという状況なんですけれども、公共交通協議会の開催状況と、それからもしその後開かれているようでしたら、その中身を教えてください。

もう一つですけれども、高齢者への交通支援制度について、私今バスの補助もお願いしますということを質問しましたけれども、地域の地下鉄や市バスなどの助成を実施しているところが年々ふえているということです、全国的にも。御承知のように、大阪市は７０歳以上の方への敬老優待乗車証が、１乗車５０円払ったらどこへでも移動できると。これ

は高齢者がもう本当に自由に活動していただけるということで、高齢者が元気に頑張ってくれてるということは、医療費抑制、介護予防にもつながるということでやられています。堺市においては、65歳以上の方にお出かけ応援制度として、南海と近鉄バスに1乗車50円で市内をいろいろお買い物、お出かけできるということ。それから、河内長野では75歳以上の方にバス、タクシー利用助成金という、ここは本当にわずかなんですけども、年間1,000円でどちらでもいいと。本人が希望する、タクシーでもいいということで。そして、うちの村はタクシー助成をやっていただいておりますが、そうした状況を踏まえて、やはりタクシーに加えて金剛バス、南海バスへの助成も検討していただきたいと思うのですが、たくさん言いましたけれども、その2つ、地域公共交通の状況、それから今年度のタクシー利用の申請者数と、それから近隣を見まして改めてバスへの補助をお願いしたいという。

○田中議長 答弁者、赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 まず、タクシーチケットの分の今年度の申請状況ということでございますが、今年度6月13日現在で354件の申請が出ている状況でございます。それから、公共交通の協議会の開催状況ということなんですが、確かに先生おっしゃったとおり、29年度にタクシーチケットのそれで実証実験のオーケーをいただいたということで、それ以後は現在まで開催はいたしておりませんが、今年度、今申しましたように、昨年度の実績、また今年度の申請状況、そういった部分も協議会のほうに報告しまして、いろいろまた御意見等いただきたいというふうに考えております。

それから、バスの運賃補助、何点から例を挙げておっしゃっていただいたんですけども、確かにそういうのをされて成果が出ているというふうな市町村もあろうかと思えます。大きく本村の場合、かなりバス停までの距離が遠いといった状況もございます。市内でしたら、数百メートル行ったらバス停があるとかというふうな状況が多いかと思えます。そういった中、本来村でそういった部分が有効なのかどうなのか、そういった部分も含めて協議会のほうで御意見をいただきたいと考えております。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 協議会、今年度開催するということですが、これまでドア・ツー・ドアで家から行きたいところまで行ってもらおうということを考慮して、タクシーということに限定されましたけれども、やはりタクシー1回利用するのに、例えば小吹台から河内長野に行った場合、昼間でしたら1,500円、夜やったら2,000円からかかるんですね。そんなときに、バスやったら310円で行けるけれども、タクシー1回使って1,5

00円、それで枚数限られてますので、それよりもバスで、安い費用で何回も自由に行くほうが良いという。今の高齢者の気持ちも考えて、地域公共交通協議会ではそうしたことも含めて、改めて検討していただきたいと思います。

それから、質問ですけれども、高齢者運転者への対策として、急発進防止装置について、後づけ可能な装置が3万円から4万円で設置できるそうです。こうしたことに補助している自治体も、まだ現在にはないんだけれども、検討してるというところがあって、東京都では9割補助することを決めたと聞いております。そんなことで、この村ではやっぱり自家用がなかったら、田んぼへ行くのにも何もできないということで、こうした高齢者への対策として、後づけの急発進防止装置の補助も検討していただきたいなと思います。その辺はいかがかお尋ねします。

○田中議長 答弁者、清水副村長。

○清水副村長 私、地域公共交通の会長もやっておりますので、ちょっと最初に御答弁させていただきたいんですが、この地域公共交通の問題というのは非常にどこの地域もやっぱり困っておられるということで、村も最初定路線から始まって、デマンド、タクシー、運賃助成というふうに、いろんなパターンを試してるわけですね。そういう意味で、なかなか出口が見当たらないということが実情やと思うんです。なかなか利用者のニーズとも必ずしもマッチングしないというところで、住民の方々にいろんな御意見も聞いております。

議員おっしゃったように、大阪市とか堺市とか東京都なんて、化け物みたいなスーパー自治体ですから、そんなとことやっぱり比較しても、うちの場合はやっぱりその財政基盤も違うだろうし、あるいは地理的条件も全く違いますから、村らしいやり方をやっぱり考えていかないと意味がないだろうなというふうに思います。そういう意味で、村の人にも御提案ですけど、この前の先々月号か先月号か忘れちゃったけど、広報にちょっと書かせていただきましたけど、東阪地域で、これは千福議員も一緒に来ていただいたんですが、自分たちで送迎をやろうと。高齢化してますけど、元気な高齢者というのめたくさんおられます。ですから、動けない人もおったら、自分で車を運転してあちこち行ってる方もおられる。だから、太子の磯長台だったかどこか忘れちゃったけど、やっておられますけど、元気な人が自分たちでチームを組んで、移動しにくい人の買い物とか病院に送っていくということを実はボランティアでやられていると。ただ、社協からは一部補助金なんかもらわれていますから、ガソリン代程度は補えてると思いますが、その動くという手間についてはボランティアでされてると。

だから、小吹台もそうだし、ほかの地域もそうかもわかりませんが、やっぱり元気な

高齢者の生きがいづくりという意味でも、そういう仕組みを各地域でつくっていただくというのが一つのやり方なんだなと。それに対して、今年度から頑張る地域応援補助金を創設してますから、そういう補助金を使いながら、各地域でそれぞれの地域の実情に合ったスキームを考えていただくと。そういうことも、これは逆に提案しときたいと思います。

○田中議長 答弁者、尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 御質問いただきました高齢者の方に対しまして、車の急発進防止装置に対しての助成は考えられないかということで御質問いただいた部分でございますけども、正直そのような後づけの装置ができてるといふ部分につきましては、私初めて、申しわけございませんが、初めてお伺いしました。また、高齢者の交通事故にクローズアップされておりますが、やはりそれは高齢者だけに限らず、全ての年代においてそういった事故等が発生しておるわけでございます。また、さまざまな車種等があるわけでございまして、それに対して全て網羅していくというのは非常に難しいものがあると思います。さきに副村長も御答弁させていただきましたように、やはり村に合った施策というのを、そういう交通施策というのを考えていくべきではないかというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 村に見合った公共交通の実証実験含めて、これは大事だと思います。

それで、私バス運賃の補助と言いましたのは、今回質問させてもらったのは、非常にバスの補助もやってほしいという声がすごく多かったんです。それで質問させてもらいました。タクシーとバスと選択制にするか、あるいはどっちにするかというようなことも考えていただきたいなと思います。それで、河内長野市のほうは、バスの乗りおりのときに払ったりとかするんじゃないかと、なっちとかああいうのを、それを買に行ったときに助成金で半分使うとか、そういう方法もそこに見合った方法をやっておりますので、ぜひ地域公共交通協議会で検討していただく内容にしていきたいと思います。

それから、タクシーの助成につきましては、これについても本当に喜んでおられる方もたくさんおられまして、今年度は354人の申請やと、この6月現在で。このごろ村内を見ましても、私の住んでる地域でもタクシーがよう走ってるんですね。村のこれの助成の成果やなと思ってますので、決してこれが悪いとかというものではありませんけれども、1回の負担が多いということで、ぜひこうしたことも考え、また東阪地域でやっておられることなんかもぜひ検討していただくように、地域公共交通協議会でお願いします。

以上です。

○田中議長 質問事項２番目の答弁者、菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 柵田周辺の公衆トイレの設置を、につきまして御答弁申し上げます。

農村公園に設置しておりましたバイオトイレにつきましては、平成２９年９月の文教建設常任委員会で、写真を撮るにも美観に邪魔するとの御指摘を受けまして、平成３０年９月に撤去いたしましたものでございます。柵田周辺への公衆トイレの設置につきましては、平成３０年６月議会の一般質問と同様の答弁となりますが、柵田所有者の皆様からは、あぜを踏み荒らしたりするマナーの悪い見学者に対する複雑な思いをお聞きしております。そして、御存じのように、柵田周辺は史跡赤阪城跡でもあり、トイレ設置は困難な状況であります。美しい柵田の風景の陰には、農家の皆様の尽力によるあぜづくりや田植えなど、厳しい労働環境の中、柵田で農業を伝承しようとする努力によって維持されているものであります。金剛登山口や楠公誕生地などのいわゆる観光名所とは違い、柵田は農家の皆様がお米をつくる大切な場所であり、公衆トイレの設置は考えておりません。また、消防分署横の駐車場のあずまやの横につきましては、現在自転車置き場となっており、トイレを設置できるほどのスペースもなく、またトイレの新たな施設整備やそのトイレを維持管理していくことにつきましては、費用対効果からも困難な状況であります。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 柵田を見に来る人については迷惑なんやというような今の答弁、そういうふうにも受け取れたんですけれどもね。だけど、村としては柵田も一つの観光名所やということでアピールしておりますので、やはりその辺の対応はやったほうがいい。それから、農家の皆さんの立場からの話もありました。私も柵田守り隊をやりまして、ことしで１５年になりますが、やっぱり柵田を作業する者としても、利用するのを、今までやったら中学校あるいは直売所にぱっと借りにいったりとかしてたんですけれども、中学校が閉鎖されたことによってすごく遠回りになったんですね。だから、農作業する側からにとっても大変やよということを訴えたいと思います。景観が悪いということであって、農業公園は外したということですが、周辺近いところにトイレを設置してほしいというのが私の質問です。

それでお伺いいたしますが、今年度Ｂ＆Ｇの改修とあわせてテニスコートのトイレも改修すると、初日の補正予算で説明がありました。テニスコートのトイレを利用するように

できたら、そういう方法をとっていただけないのかなと思います。現在、テニスコートは借りた人にトイレの鍵も渡して、そしてテニスコートをやった人だけしか利用できないんです。そこを何とか活用すれば、近くにすつと行けて、あそこを鍵あけといってもらったらすつと行けるんじゃないかなと思いますが、その利用方法について検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田中議長 答弁者、菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 柵田につきましては、御存じのようにトイレはないということですが、やはり村としてはいわゆるそのスポット、スポットにトイレをつくるちゅうのはもう当然困難な状況でございますので、トイレ等につきましては道の駅のトイレなりを利用して、また登山口に行くなどというような、観光名所を回るような感じでトイレの利用もしていってもろたらいいかなと考えているような状況でございます。

そして、今ちょっとテニスコートのトイレということも、ちょっと先生のほうから貴重な御意見いただきました。現在、先生御存じのように、現在はテニスの使う方が利用できることしかできないような状況でございます。これをまた広く皆さんに開放するとなれば、やはりそこに毎日掃除をすとか、いろいろなこともありますので、今の段階では先生のほうから貴重な御意見をいただいたということでちょっととめさせていただきたいなと考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 私たち柵田作業をしてまして、トイレに行きたいと言うたときは、何人か、五、六人行きたいという人を集めて、そして車で役場、くすのきホールに行ってたんです。それかB&Gまで行ってたんですね。B&Gに行ったときは、靴を脱いで「済いません」言うて行かなあかんのですね。だけど、テニスコートのところやったら近いんですよ。ほんで、声もかけんでいいし、さつと利用できるんで、ぜひそれは検討していただいて、日曜日とかぐらいしか使ってないテニスコートのトイレを開放していただいて、公衆トイレとしてやっていただくよう切にお願いします。近くなりますのでね。今は遠くなくなってしまったんです、閉鎖されたから。だから、そのことを重ねてお願いして、要望とします。

○田中議長 要望でいいですね。

○関口議員 はい。

○田中議長 ここで休憩を行います。

14時10分まで、10分間休憩いたします。

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

○田中議長 休憩前に引き続き再開いたします。

第5番目の質問者、山形議員。

○山形議員 議席番号7番、山形です。議長通告に基づいて、2点についてお伺いいたします。

1点目、平成30年度3月議会において、認定こども園の開園について質問して、それから約1年と3カ月が過ぎようとしております。そこで、今回ですけれども、認定こども園の開園に向けての流れまでについてお伺いいたします。

令和2年4月開園を目指して進めている中で、認定こども園について村の主要施策の一つであり、子育て世代の保護者のみならず、住民の関心は高いものと思われております。鋭意準備を進めておられると思いますが、今後の開園に向けての取り組みの流れについてお伺いいたします。

2点目、今後の金剛山ロープウェイ及び村の観光に関する見解についてお伺いします。

今月の広報「ちはやあかさか」の中で、村長コラムの中でロープウェイ問題の解決の中で4点について村長が述べられております。1つ、廃止するか。1つ、修理して運行を再開するか。それとも3つ目が新設するか、また運輸装置を開発するかの4点を述べられております。

今回の6月議会では、耐震の結果と指定管理者の信越索道メンテナンス株式会社から報告を受けている中ですので、質問は今回村長への答弁は求めませんが、今回観光、文化、教育振興担当の藤本理事とのキャッチボールをさせていただきます。

藤本理事が昨年赴任したとき、一般質問においてこれからの村観光事業について、スポーツ施設の設置についてお伺いいたします。

1つ、自然環境を生かしたマウンテンバイクの練習コースをつくってはどうか。1つ、野活センター施設を利用してスポーツライミングを設置したらどうか。そういうことでお伺いしましたんですけれども、今回は、藤本理事に今後の金剛山ロープウェイ及び村観光に関する見解としてお伺いいたします。

ロープウェイを廃止したときの場合、府民の森の活用化に対する施策は。

1つ、運行を再開したときの費用面の捻出と民営化については。

1つ、観光化についてハード整備に頼らず、ソフト事業も構築。

1つ、星と自然ミュージアムの活用と観光ガイドの育成は。

この2点であります。どうかよろしく願いを、答弁を求めます。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、尾谷健康福祉課長。

○尾谷健康福祉課長 認定こども園開園に向けての流れは、について御答弁を申し上げます。

現在計画を進めている認定こども園につきましては、保育園機能と幼稚園機能をあわせ持ち、また民設民営でありつつも村の関与を明確にしまして、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態の公私連携、幼・保連携型認定こども園として、令和2年4月開園を目指して鋭意その準備を進めているところでございます。

建設工事につきましては、こごせ幼稚園や赤阪小学校も交えて工程調整を行っており、こごせ幼稚園の改修も園の夏休みを主に進めていく予定となっております。

また、工事と並行しまして、公私連携における協定書を運営主体である社会福祉法人千早赤阪福祉会と締結する予定であり、現在その内部調整を行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 2点ほどお伺いいたします。

開園を目指して、答弁の中ですけども、こごせ幼稚園や赤阪小学校の建設工事についての工程調整をして、夏休みを主に進めていく予定であるとありますけど、もしできる範囲で結構ですけども、詳細がわかれば教えてください。

もう一点、この中で議員が余り協定書について等々言うのはいかなものかなと思ったんですけども、ひょんなことで2年間監査委員の経験をさせてもうたことで、協定書というのが物すごく今後のこういう運営について大事なことでであると再認識しましたので、運営主体である社会福祉法人千早赤阪福祉会との協定書の締結についての答弁ですけど、その内容をもしわかれば、どういう内容で今進められているか、わかれば教えてください。この2点よろしく願いいたします。

○田中議長 答弁者、尾谷健康福祉課長。

○尾谷健康福祉課長 再質問について御答弁申し上げます。

1つ目の工程の詳細でございます。

御質問いただいた件につきましては、さきの御答弁で8月を主に進めさせていただくということで御答弁させていただきましたが、まず幼稚園の改修工事のほうを先に優先して進める予定となっております。園児や小学校の生徒に極力影響のない範囲でということ

で、夏休みを主にまず園の中身の改装工事を先に着手しまして、外装工事をその後に入っていくと。また、新たに併設する園のほうにつきましては、その工事が終わりましたから、新たに増築といいますか、0、2歳の部屋の部分ですね、こちらの分を建造していくという工程でございます。

進入路につきましては、府道側からの、先にプール工事を行いましたほうの入り口のみを考えておりまして、影響が少ないように工程を考えていただいているところでございます。予定としましては、一定2月内には竣工できるであろうということでございまして、2月中には引っ越しのほうを行いまして、4月開園に向けて万全に準備を進めたいというように考えておるところでございます。

2つ目の御質問でございます。

協定書の内容につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な協定の推進に関する法律に定められているものでございまして、その記載内容は、協定の目的となるこども園の名称ですとか、あと所在地、また教育、保育に関する基本的事項、村による必要な設備の貸し付け、その他の協力に関する事項などを記載が定義されております。これに基づきまして、現在協定書のほうを今策定しておるところでございます。

内容につきましては、協定締結前に事前に議会へ説明をさせていただきまして、御意見を頂戴できればと考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 要望に切りかえます。

○田中議長 はい。

○山形議員 今の協定書のことでございますけども、まだそういうお話の中でございますので差し控えさせていただきますけども、願わくばこの2月中にはある程度工事が完成し、4月に向けてゴーという作業が答弁の中にありましたけども、ぜひともやはりその協定書も大事なことは百も承知やと思っておりますけども、工期をおくれんように、やはり今小学校のほうかて一生懸命努力して、お互いに切磋琢磨しながら協力しながら共存して、今子どもたちがあそこで、千早小吹台小学校で頑張っている中でございますので、特に工期だけは必ず、間違いなく、令和2年4月に開園を目指していただきますよう要望して、この質問を終わります。ありがとうございました。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、藤本理事。

○藤本理事 今後の金剛山ロープウェイ及び村の観光に関してお答え申し上げます。

1点目の費用面と民営化についてですけれども、費用面については、先ほどおっしゃったように、今安全索道の耐震化診断の結果を待っているところなんですけれども、いずれにしても改修するか撤退するか、新しいものを建てるか、どれにしてもやはり、村税に対してかかるお金はたくさん必要になってくるというところですので、その設備を維持するにも、毎年費用がかかってくるところです。そうしたことも踏まえて、ハード設備を維持するだけではなくて、ソフト面の充実というところを図っていかないといけないという認識ではあります。

ソフト面を充実させるという意味で、どういうことを図っていくかというところですが、中小企業診断士の方に意見を聞いたりとか、それから市場調査を行ったりとか、やはり行政だけではなかなかアイデアが出し切れなところもありますので、いろんな民間のアイデアも募りつつ判断していきたいと思っています。まずは、大阪府が所有する香楠荘、星と自然のミュージアムキャンプ場がありますので、そういった施設をどう生かしていくかというところがあります。星と自然のミュージアムでは、今天体望遠鏡、大阪でもすごく立派な天体望遠鏡を持っているんですけれども、それを使って星空観察会を定期的に行っていたりとか、各種ガイドウォーク、自然の植物を見て回ったりとか、野鳥の観察を行ったりとか、そういったガイドウォークを行っているところです。こういったことを担える人材が今限られているところですので、観光ガイドとも絡んでくるんですけれども、いろんな山の楽しみ方を案内できる人を養成するというのが1つ考えられます。

金剛山の上には神社やお寺がありますので、そういったところとの連携もできる範囲でやっていけるところはあるのかなと思っています。

それから、麓にあるお店、観光協会に入っているお店が多いんですけれども、そういったところとも連携しながら、金剛山の上と麓と両方でやっていけることを考えていかなければいけないと考えています。金剛山の麓で言いますと、ちょっと何年か前から民泊の事業ができないかという検討をしていた時期もありますし、現在でもお店はいつか観光協会に入っていないお店もふえてきたりしているので、そういったところを生かしながら、千早地区の方々との連携も図りながらやっていく必要があると思っています。ビジターセンターはできなかったですけれども、今までの民泊事業であるとか、ビジターセンターを検討したときの検討材料も含めながら、麓での活性化ということがどういったふうに行えるのかというところを考えていきたいと思っています。

金剛山の麓と山頂と、ちはや園地一体として何ができるのかということを、総合的に考えていきたいと思っています。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 初めに、ちょっとなぜ去年のことをさせてもらいましたかといいますと、やはり観光ということを自分がお好きでこちらのほうにお見えになったというのが私の理解なんです。ロープウェイというものが動いてましたから、まさかとまると思ってなかったんやと思いますけども。そういうことで、今回は余りロープウェイのことについては深く質問する気はありませんけれども、先ほども言いましたように、何も報告は議会のほうに出てません。耐震についても、それから信越についても報告がありません。そこで、9月の議会に村長に、きょうは後から全協がありますし、それから耐震も出てくることでございますので、9月議会では私と村長と一遍、1時間ぐらいかかるとは思いますけども、これからのロープウェイ、それから観光についての道筋をきちっとつくってもらい、キャッチボールをさせていただきたいと思います。また9月議会に私と村長とどういうやりとりをするか、聞いていただきましたらと思っております。

そこで1つだけちょっと聞きたいと思うんですけども、ちはや園地を生かして何か活性化する方法はないかと私質問したら、大阪府で所有する香楠荘、それから星のミュージアム、それからキャンプ、その3つをおっしゃいましたけど、今あなたなりに何かちょっとしたアイデアが今浮かびませんか。もし浮かんだら御答弁願います。

○田中議長 答弁者、藤本理事。

○藤本理事 やはり、いろんな方に話を聞いている中では、前回の議会でも山形議員から御質問があったように、そこに行く目的がはっきりしているということが必要なんじゃないかというお話なので、やっぱり新しいものをこれから何かつくるといっていいじゃなくて、元からあるものを生かしたいと思っているところなので、星がきれいに見られるというところは1つ魅力になっていると思いますので。星を見ようと思ったら、滞在する必要があるもので、宿泊にもつながると思っているんです。なので、キャンプ場に宿泊するか、香楠荘に宿泊するかというところとも絡めながら。また、香楠荘を見てもらった中小企業診断士の方の意見では、施設としては山の上にある施設としては十分なんじゃないかという話もあったので、ちょっと広報活動が足りないんで、なかなか宿泊につながっていないんじゃないか、今2割、3割しか稼働してないというところもあるんですけども。であるとか、あとはターゲットを絞る、子どもの林間合宿であるとか、そういったことにもっと使ってもらえるようにするという周知の仕方を考えていく必要があるかなと思っています。あるいは、修験道であったりとか修行の山というところがあるので、高野山とは違う、大阪か

らすぐ行ける修行の山として、今度れんげ祭りもありますけれども、そういったところも何かもっと発信の仕方があるんじゃないかというところは考えているところです。

以上です。

○田中議長 藤本理事、申し上げますけど、後ろも聞こえるように御答弁お願いします。

○藤本理事 はい。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

議長のほうからお言葉ありましたけど、こちらにはよう聞こえてますねんけど、議長側から聞こえてないことなんで。よろしくお願いします。

そこで、これはもう要望を兼ねてますから、答弁は結構です。今から私ちょっとあなたに言うことは、皆さんここにおられる各理事、課長にも要望ちゅうか提案をしますけども。

私ごとで申しわけないんですけど、4年間星のミュージアムでアルバイトに行っていました。そこで上がってくるお客さんで、キャンプ場のお客さんです。それから、ちょうど星のミュージアムの横に、今まで杵屋さんとちょっとしたコーヒー屋、カフェじゃないんですけども、食堂があります、休憩兼ねて。その2つなんですけど、先に1点申しますけども、これは私からの提案ですけども、あそこを今回、今のところまだ結果は出てないですけど、副村長、聞いといてくださいね。要するに、あそこの休憩所を全体に休憩所兼カフェみたいな感じで、コーヒー300円か400円ぐらいの、要するにあらゆるメーカーさんから出ているああいう会社に来てもらって、あそこをカフェにするのが1つ。それから、キャンプ場なんですけど、キャンプに来た人はどうしても荷物を持ってる。ある人は、喜んで行く人は、物すごく涼しくて、もう最高のキャンプ場やと言うて帰る方が多々ありました。そこで、今度はロープウェイが廃止となった場合、これはハード面の整備になるんですけども、要するにとりあえず私の考えてるものは、何か7合目ぐらいまで何か車でとか、運輸方法ちゅうんか、方策というんですか、手段というんか、7合目までぐらい車が上がってこられて、そしてそのキャンプ場と星のミュージアム、それから今の香楠荘、それから最終的には山へ上がってお寺散策、こういうものが考えていただいたらいいのかなと思います。これはもう、ソフトのほうが物すごくお値段が安くて、後から申しますけどもあるんですけども、ハード面は物すごくお金がかかると思います。ということは、道も拡張せないけませんし、まあそういったことで。

私、手前みそですけど、カナダの氷河に行ったことがあるんですよ。そのカナダの氷河

って何をしてたか言うたら、もう大きな戦車みたいな車で氷河をずっと渡っていきます。そういうものが一つの夢みたいなことを言うようですけど、あるなど。うちの村ではなかなか、金剛山では村長笑うか知らんけど、そんなん無理やでと、9月言いはると思うけども、同じことをまた9月言いますけど。

そういう面で、これからそのキャンプ場を生かすのと、それからあそこの休憩所をやはりカフェに、何かもう少しきれいにして、お客さんが休憩できて、コーヒーが300円でもよろし、そうするとひょっとしたら、そこでうまいこと活性化が出てくると違うかな、そう思っておりますので。答弁は結構ですけども、そういう形で、私の夢みたいなものですけれども、あと2年間、残された期限の間に一生懸命、この問題については、清水さん初め村長と道筋をきちっとつけていただいて終わらせていただけたらというのが私の要望でございます。

今回はこの2点について質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○田中議長 要望でいいですね。

○山形議員 結構です。

○田中議長 第6番目の質問者、千福議員。

○千福議員 議席番号5番、千福清英でございます。議長通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

質問のほうは2点あります。

1点目、現在村過疎地域自立促進計画にのっとって進捗されておると思いますが、進捗と今後についてであります。

平成26年に村の財政状況、そして人口の動向が過疎地域の条件を満たし、過疎地域となりました。そのような状況の中で、自立促進計画が策定され、現在に至っております。この計画のもとに、さまざまな分野において事業が実施されてきましたが、進捗状況はいかがかお伺いいたします。そしてまた、この計画は来年度令和2年までの計画であり、今年度後半には今後の方針、そして促進計画をどのように進めていくか検討の時期であると思うが、村の予定はいかがかお伺いいたします。

そして、もう一点であります、ふるさと納税の現状と返礼品の開発についてであります。

ふるさと納税の新制度が本年の6月からスタートとなりました。返礼品は、地場産で寄附額の3割以下の基準となっており、各自治体においては返礼品の選別や、そして地場産品の発掘などの対応に追われているとの報道がありました。我が村の財源を見ても、税収

が減っている中、この制度の寄附金が貴重であると考えております。そこで、近年の寄附額の状況はどのようになっているのかお伺いいたします。そしてまた、この制度の納税者は魅力のある返礼品かどうか参加の基準になっていると思います。村民に向けてのこの返礼品の募集や、そして開発に向けての対応はどのようにしているのかお伺いをいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 村過疎地域自立促進計画の進捗と今後について御答弁申し上げます。

平成26年12月、千早赤阪村過疎地域自立促進計画を策定し、過疎対策事業債を活用し、財政負担も考慮しながら、計画に基づき事業を進めているところです。進捗状況につきましては、毎年変更なども含め、議会で御議決いただいております本計画のとおり、おおむね進んでいる状況でございます。現在も過疎法は令和2年度末までとなっており、令和3年以降、新たな過疎法につきましては、現在政府の過疎問題懇談会や自民党、公明党によるプロジェクトチーム、また本村も加盟いたしております過疎連盟において調査研究がされているところでございます。これらの成果を資料として、議員立法という手順になるかと存じます。

いずれにしても、これらの状況を注視しながら、今後村としては引き続き過疎地域として指定されるよう要望するとともに、第4次総合計画におきましても令和2年度が最終年度であり、次期総合計画との整合性を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 どうもありがとうございました。

過疎自立促進計画のこれからについては、総合計画と整合を図りながらという答弁がありました。次期の総合計画策定に向けてのスケジュール等について、今現在でわかる範囲で構わないので教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○田中議長 答弁者、赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 総合計画でございますが、御承知のとおり、現在の4次総計は令和2年度が最終年次となっております。これまで総合計画につきましては、地方自治法により総合計画の基本的部分である基本構想の策定については義務でございましたが、201

1年に自治法が改正され、基本構想策定の義務がなくなっております。しかしながら、村としましては、何を指すのかというまちづくりについて、村民を初め多様な活動団体と共有するため、目標のほうを明示する必要があるかと考えます。第5次の総合計画の策定を進める中で、策定のスケジュールでございますが、現時点ではまだ大まかというふうな形になりますが、本年度中ごろより、今原課で考えておりますのは、庁内における策定委員会を組織し、検討を始め、前回の総合計画同様、住民のワークショップあるいは有識者、住民団体などで構成する審議会などで御審議いただき、新たな総合計画、令和2年の後半にはパブリックコメントといったような手順で前に進めてまいりたいと考えております。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 どうもありがとうございます。

先ほどの御答弁の中で、過疎連盟という言葉、私ちょっと初めて聞いたんですが、この連盟自体が具体的にはどのような活動をされているのか教えていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○田中議長 答弁者、赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 先ほどの御答弁の中で、過疎連盟と、ちょっと私のほう省略して申し上げましたが、正式名称は全国過疎地域自立促進連盟という名称でございます。こちらのほうの構成でございますが、いわゆる過疎地域の市町村及び過疎関係の都道府県で構成されております。それから、連盟の事業としましては、過疎地域自立促進のための施策の推進及び予算の確保のための運動や、過疎地域の活性化と自立促進における諸問題の調査や研究、資料収集、また総務省や関係省庁、国会議員との意見情報交換あるいは職員研修など活動を行っておる団体でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 どうもありがとうございます。

まだちょっと、この促進計画云々につきましては、今年度後半ぐらいから手をつけられていかれるような御答弁でありました。そして、今また過疎連盟等々の部分につきましては、職員等の研修も含めて、いろんな形で積極的に参加していただいていると思います。そういう形で研修等も参加していただく中では、また帰ってこられて、職員全体でそういうふうな研修の中身を認識していただいて、一層の村の自立のほうの促進につなげるような形でやっていただきたいというような形で要望としておきたいと思います。ありがとうございます。

ございました。

○田中議長 質問事項２番目の答弁者、日谷総務課長。

○日谷総務課長 ふるさと納税の現状と返礼品の発掘、開発について御答弁申し上げます。

まず、１点目の近年の寄附額の状況についてですが、平成２７年度までは年間約１００万円から２００万円で推移しておりましたが、平成２８年度の寄附額は２億３，３５９万７，０６０円、平成２９年度は１億３，２５０万１，５００円、平成３０年度は３，５８６万円の見込みで、直近の過去３年間の合計額は約４億円となっております。

平成２８年度からふるさと納税が急増しておりますのは、ふるさと納税利用者の利便性の向上を図るため、ＪＴＢと委託契約し、モンベルポイントやＪＴＢの旅行券など人気商品を返礼品として取り扱ったことが要因の一つと考えております。

一方、平成２９年度からふるさと納税が減少に転じたのは、過度な返礼品競争が問題となり、総務省は平成２９年度及び平成３０年度に、返礼品について寄附額の３割以下とするよう大臣通知を出したことで、本村も通知に従い、平成２９年６月に人気のあった返礼品などを見直したことにより減少したものと考えております。

次に、２点目の返礼品の募集や開発に向けての対応についてでございますが、議員御指摘のとおり、新たな返礼品の開拓は課題の一つであり、これまでも広報において返礼品を募集したり、区長会においてもＰＲを実施しましたが、数件問い合わせはあったものの、最終的には一件も応募がございませんでした。

そのような中、今後の新たな返礼品の開拓につきましては、引き続き、村の魅力をＰＲできる新たな返礼品の募集や関係機関との連携による開拓に取り組むとともに、ふるさと納税の本来の目的である、生まれ育ったまちに貢献したい、頑張る地域を応援したいという気持ちを寄附という形で実現させる制度趣旨を踏まえ、これからの村づくりに共感できる魅力的な政策や事業を積極的に発信し、一人でも多くの方に千早赤阪村を応援していただけるような仕組みを検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 どうもありがとうございました。

今の御答弁の中で多少あったかと思いますが、ふるさと納税の減少要因、こちらのほうの要因と減少をどのように受けとめているのか。そしてまた、村づくりに共感できる魅力的な政策や事業を応援する具体的な仕組みについてお伺いしたいと思います。よろしく

お願いします。

○田中議長 答弁者、日谷総務課長。

○日谷総務課長 再質問について御答弁いたします。

近年の寄附額の状況については、先ほど御答弁させていただいたとおりでございます。地域の特産品を返礼品として送付し始めた平成28年度の寄附額を最高に減少傾向にあります。その要因につきましては、明確に分析したわけではございませんが、総務省の大臣通知を受け、地域の特産品にそぐわない返礼品で、特に人気のあったモンベルポイントなど、換金性の高い返礼品を除外したことなどが考えられます。また、ふるさと納税の減少をどう受けとめるのかにつきましては、ふるさと納税制度による寄附金は本村において貴重な財源となっておりまして、そのような中、ふるさと納税の減少は村のさまざまな施策を推進する上で影響があり、少しでも多くの寄附がいただけるよう、新たな返礼品の開拓や仕組みづくりなど、創意工夫が必要であるとともに、住民や事業者の皆さんの御理解、御協力が不可欠であると考えております。

次に、村づくりに共感できる魅力的な政策や事業を応援する具体的な仕組みについてでございますが、現時点におきましては具体的な手法は検討できておりませんが、他事例におきましては返礼品の一つとして、地域活性化につながる体験型メニューの導入や、ふるさと納税を利用した自治体版クラウドファンディングの導入などに取り組んでいる自治体も見受けられます。

今後、このような他事例も参考にしながら、庁内連携のもと、本村に合った仕組みを検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 どうもありがとうございました。

要望とさせていただきます。

今ちょっと御答弁していただいたような形で、今後本村に合った仕組みを検討していただくという形の部分でありまして、ふるさと納税の制度、システム等を有効に活用するために、庁内の連携はもちろんのこと、官と民の連携をしていただく中で、村の一つの魅力発信ができるよう、ひとつよろしく願いしときたいと思います。どうもありがとうございました。

○田中議長 要望でいいですか。

○千福議員 はい。

○田中議長 以上で本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

松本村長より御挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 従来ならば、今ごろ梅雨の真っ最中というところでございますが、ことしはまだ梅雨になっておりませんし、あと一日、2日先で入梅という予報ではございますが、既にフィリピン東方に台風が発生するという見込みでございまして、日本列島に影響するというふうな便りがございまして、梅雨よりも台風シーズンが先に来るんかなと。どうも最近の気候変動が非常にダイナミックなものがございまして、多分地球温暖化の進行が既に待ったなしとなったようでございます。

令和になって初めての定例議会でもございまして、皆さんの協力で台風が来る前に終わることができました。令和の初めから、先ほどもいろいろと質問ございましたけども、ロープウェイの運休あるいは職員の不祥事と、いい始まりではございませんでした。私どもは、職員ともどもあらゆる問題に逃げることなく、スピード感を持って諸問題の解決に当たり、令和は村にとってよい年号としたいと思っております。

近年、村に若い人たちの移住により、子どもたちの数が少しではございますが増加傾向となってまいりました。この小さな流れが、ぜひ大きな流れとなれば、村も元気になると思っております。現在運休中のロープウェイの診断結果と対処方法が安全索道より提示を近いうちにさせていただきます。対処方法が提示いただいたら、皆さんの意見をいただきながら方針を決めたいと思います。皆様の建設的な御意見をお願いし、6月定例会の閉会の御挨拶といたします。

ちょうど本日は、150日に及ぶ国会の最終日でもございまして、国も非常にいろいろな問題がございまして、またこれから4日間のG20もございまして、その間大阪府も半分休みのような状況になりますので、ぜひ皆さんも大阪へ行かんと、千早赤阪村をもう一回見直していただくようお願いいたしまして、閉会の御挨拶といたします。本日はどうも御苦労さんでございました。

○田中議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和元年第2回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後2時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長

田 中 博 治

議 員

田 村 陽

議 員

千 福 清 英